

「庁内・庁外との連携」と「福祉避難所」に関する取組事例と留意点 ～第2回ノウハウ共有ミーティングの議論を踏まえ～

令和3年9月9日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

「庁内・庁外との連携」と「福祉避難所」に関する取組事例と留意点 目次

○ 本資料の位置づけ		P. 3
○ 取組に係る課題		P. 4
○ 取組を進めるための留意点（ノウハウ共有ミーティングにおける意見）		P. 7
○ 取組事例		
（庁内・庁外との連携）	茨城県古河市	P. 10
	神奈川県茅ヶ崎市	P. 28
	京都府福知山市	P. 31
（福祉避難所の確保や直接の避難）	新潟県上越市	P. 40
	愛媛県宇和島市	P. 46
参考資料		
・ <参考資料 1> 「庁内・庁外との連携」に関する取組事例		P. 68
～その他のモデル団体における個別避難計画の作成への取組の体制～		
茨城県常総市、兵庫県宝塚市、広島県広島市		
・ <参考資料 2> 個別避難計画作成における福祉避難所への直接避難の検討状況		P. 74
（モデル団体等の取組の概要）		
・ <参考資料 3> 個別避難計画の作成に係る支援策等		P. 76
・ <参考資料 4> 福祉避難所に係る支援策等		P. 83

本資料の位置づけ

- 個別避難計画モデル事業のノウハウ共有ミーティング（第2回）（以下「MTG」という。）において、個別避難計画作成の最初の重要なステップである「庁内・庁外との連携」、課題として多く挙げられた「福祉避難所の確保や直接の避難」について、自治体の取組事例の紹介や意見交換を行いました。

※MTGには個別避難計画作成モデル事業実施団体・応募団体、個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員、内閣府(防災担当)が参加

※庁外：関係機関・団体、福祉専門職、避難支援等関係者、避難支援等実施者 など

- モデル団体の取組事例や課題を踏まえて行った議論から、これら2点に取り組むことは、個別避難計画を作成するためには必須であり、様々なポイントが見えてきたことから、参考となる取組事例や、モデル団体等及びアドバイザーボード委員の御意見を、内閣府において取りまとめました。

- 個別避難計画に取り組む市町村、その取組を支援する都道府県、関係団体において、御活用ください。

庁内・庁外との連携に係る課題①

※個別避難計画作成モデル事業の合同研修会等の場やそのほか自治体等から聞かれる課題について内閣府において整理したもの。

【庁内との連携】

- 切迫性を感じていない。（※被災経験のある団体では取組が進展。）
- 個別避難計画作成する目的や必要性が共通理解されていない。
- 防災と福祉の部署の間で相手の事務への理解が十分でない。縦割りが課題。合同の研修会の開催から実施するところ。
- 福祉は、地域福祉、介護保険、障害福祉など多数の課に細分化。どこに声をかけたらよいか。
- 首長の理解。（※個別避難計画の取組を首長が主導している団体では連携が進展。）
- 部署内の体制が極めて脆弱。
- 職員の絶対数が不足している。
- 強烈なリーダーシップをもって連携に取り組む職員がいない。
- 連携や協力しても部署の事務予算がつかない。

庁内・庁外との連携に係る課題②

※個別避難計画作成モデル事業の合同研修会等の場やそのほか自治体等から聞かれる課題について内閣府において整理したもの。

【**庁外※との連携**】 （※庁外：関係機関・団体、福祉専門職、避難支援等関係者、避難支援等実施者 など）

- 個別避難計画作成する目的や必要性が共通理解されていない。
- 個別避難計画の作成や避難支援等の実施を実態以上に難しいものと捉えている。
- 地域によって防災に関する意識に差がある。
- 庁外の関係者と市町村職員の間顔の見える関係ができていない。
- 自治会等と避難行動要支援者の間顔の見える関係がないため、協力を得られない。
- 地域住民の関係性の希薄化。
- 所管する分野の庁外の関係者の負担増に対する、市町村の関係課の懸念。
- 福祉専門職の業務量の負担、適切な報酬の支払い。
- 自治会等に時間的、心理的に負担感がある。

福祉避難所に係る課題

※個別避難計画作成モデル事業の合同研修会等の場やそのほか自治体等から聞かれる課題について内閣府において整理したもの。

- 福祉避難所の数が不足している。自宅近くに福祉避難所がない。
- 民間等の施設であり、指定福祉避難所の指定促進が課題。
- 平素からの利用者のショートステイ等の対応があるため、その他の方の受入れが難しい。
- 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に直ちに受入れを可能とする体制整備が困難。
- 運営に必要な物資や人員が不足する。
- 指定福祉避難所として公表されると受入れを想定していない被災者が避難する懸念がある。
- どれくらいの人数、どのような状態の人が避難してくるかわからない。
- 指定福祉避難所の役割を実態以上に難しいものと捉えている。
- 福祉施設や施設の職員が被災したときの対応が困難。
- 必要な設備の確保ができていない。
- 市町村の組織体制が脆弱であるため取り組む余裕がない。(個別避難計画を優先して対応。)
- 平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声があるが、福祉避難所へ直接に避難する仕組みをつくる進め方がわからない。

「庁内・庁外の連携」と「福祉避難所」に関する取組を進めるための留意点①

(ノウハウ共有ミーティングにおけるアドバイザーボード委員やモデル団体等の意見)

- 個別避難計画は、庁内の関係部署や福祉専門職など庁外の関係者の参画を得なければ、実効性のあるものとすることはできません。防災と福祉の連携は必要不可欠です。
- 障害のある人などは、福祉避難所でない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、個別避難計画に取り組むためには、前提として福祉避難所の確保に取り組む必要があります。
また、一般の避難所で過ごすことが困難である場合には、平素から利用している施設に直接に避難したいとの声もあることから、福祉避難所への直接の避難に取り組むことも必要です。

留意点 1 問題意識の共有、信頼の形成

- 何度も対話を重ね、お互いの事情を理解する。何ができて、何ができないのか率直に話し合う。
(福祉避難所を引き受けた場合、負担が増えるため、負担感を減らすことが重要となることから、対話を重ね、事前マッチングをし、マッチングされた人を受け入れる仕組みをつくることにより、福祉施設側の不安感をなくして負担感を少なくすることは有効。)
- 対話により問題意識の共有、信頼の形成を進める。
(連携のイニシアティブをとるのは、課長やインクルージョンマネージャーが考えられる。また、対話を進めるためには組織を開かれたものとするのが重要。)
- 相互理解の上で、首長に極めて重要な全庁的課題であることの理解を得て、体制の構築やプロジェクトチームの立ち上げなどを行うと、強固な体制となる。
- 介護・障害福祉サービス事業者が、避難行動要支援者の避難支援・避難生活等に関する取組に参画することは、新たに義務付けられた業務継続計画にも役立つものであることの理解を得る。
- 被災経験した自治体では、災害対応業務を全庁体制で取り組む意識となる。被災経験がない場合には、研修やeラーニングの受講、動画の視聴など、一定の疑似体験が必要となる。(この点から、被災地へ応援に行くことは有効。)

「庁内・庁外の連携」と「福祉避難所」に関する取組を進めるための留意点②

(ノウハウ共有ミーティングにおけるアドバイザーボード委員やモデル団体等の意見)

留意点2 できる取組を積み重ねる

- 一つ一つの取組を積み重ねる。(できることから少しずつ皆で取り組み、最初から100点を目指さない。直面した課題を、QA集などにまとめ関係者にフィードバックする。)
- 体制をつくるだけでなく、図上訓練などにより実践する。

留意点3 地域づくりに活かす

- 個別避難計画の作成を通じて地域共生社会をつくっていくことを発信する。(「防災をやるからよい地域ができる」、「防災をやるからよい福祉ができる」、「防災はよいきっかけになる」と感じてもらうことが重要。)
- 健康加齢者の方々の避難についても同時並行で、地区防災計画等の中で取り組み、一人も見逃さない避難を確立する地域を目指す。

「庁内・庁外との連携」と「福祉避難所」に関する取組事例

【連携】

- ・ 古河市、茅ヶ崎市、福知山市

【福祉避難所】

- ・ 上越市、宇和島市

※ 取組（まとめ）のページは、モデル団体等及びアドバイザーリーボード委員の御意見を、内閣府において取りまとめました。

「庁内・庁外との連携」に関する取組事例（１）

茨城県古河市

【庁内の体制】

• その体制だから取り組めた内容

⇒ 福祉部門は、専門職の配置が比較的多いため、『人事異動』の頻度が少なめ。

⇒ & これまでのやり方、経緯、考え方、方針を踏襲するのは公務員は得意？

⇒ 上司（管理職）の移動はもう少し頻繁なので、担当レベル間の調整内容で、「それが引き継ぎ事項ならば、しかたがないね・・・」、ともっていければOK!!

⇒ 互いに、負担を分担（痛み分け）する。ここから先は、分断せず、お互い協力し合っていきましょう、と、まず、担当者でベルで、距離を縮める。

⇒ 担当レベルで、良い距離感、分担感、協働感の意識が生まれると、担当部局長それぞれの課長・部長同士も、しだいに、協力関係を意識するようになっていった。

⇒ その後の災害対応体験（台風19号の際に、深夜に発令された避難指示）は、さらに、互いの部局の協働、協力意識が強化されることになった。

【庁外の体制】

• その体制を構築できた理由

- ⇒地域のケアマネや相談支援専門員等に、現場の経験の長い市の福祉専門職が登場。
- ⇒まずは、試行（モデル）の『お願いベース』から、丁重に依頼。
- ⇒引き受けてくれそうな、事業所に目安を立てて、まず、そこにアプローチ。
- ⇒試行（モデル）のフィードバックも丁重に、大変さ、苦労、難しさを「受止め、労う」。
- ⇒ケアマネや相談支援専門員等の率直な意見を、批判を含め、それらを真摯に受け止める。
- ⇒ケアマネや相談支援専門員等とのコミュニケーションの場を何度も設ける。
- ⇒集団の場では、あまり発言をしないので、アンケートに意見を無記名で書いていただく。
- ⇒アンケートの意見には、マニュアルのQ&Aの中で、一つ一つすべてに丁寧に答える。
- ⇒行政だけでは、避難行動要支援者を支援できない。「地域共生社会の実現」に向けて、民間事業所と協働しないと、「助かる命が、助けられない！」と訴え、頭を下げる。
- ⇒ケアマネや相談支援専門員等に対しての防災意識（台風19号の検証も含む）を高めるための、研修を年1回は必ず市が主催して実施する。
- ⇒毎年度、必ず1回は、ケアマネや相談支援専門員等への計画作成の説明会を行う。

【庁外の体制】

• その体制だから取り組めた内容

- ⇒担当者が、計画書を提出してきてくれた時にケアマネ、相談支援専門員へ最敬礼で対応。
- ⇒1件1件の計画書を丁寧に確認。必要に応じて、担当者がケアマネ、相談支援専門員に内容について再確認し修正を求め、より良い計画に向けて相互にコミュニケーション。
- ⇒最初から、事業所に100点満点を求めない（今後、更新で直せばよい）。制度自体も少しずつ理想に近づけるように、毎年、改善していくという方針で行くことにした。
- ⇒事業所の負担感を行政が受け留めてくれいている、という相手方（事業所側）から行政に対しての信頼感、相互のラポール（信頼関係）の形成がしだいにできてきた。
- ⇒協力に否定的であった事業所も、3年目にして、ようやく理解を示し、協力⇒契約へ。
- ⇒委託料の値上げの検討、地域支援者とのマッチング加算や避難訓練加算の検討へ。
- ⇒次なるターゲットである、医療サービスのみを利用する、医療的ケア児・者の個別計画の作成の訪問看護ステーションへの依頼の検討（※古河市の今回の内閣府モデル事業）。
- ⇒今年度は、担当者からケアマネ、相談支援専門員等に向けた計画作成促進の「メルマガ」を6月から毎月発信。

古河市担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 防災と福祉で対立があった。災害の対策は地域福祉そのものなので、福祉部局が一肌脱いだ。
- 部署の管理職が入った対話は組織の利益が優先され部分最適に陥る危険性が見てとれたため、比較的組織利益に縛られることが少ない担当レベルが部局間で、できることできないことを何度も何度も話し合った。
- 災害時はトップダウンで取組む必要があることを知った。まずは、防災部局に押さえていただいて、その指揮命令系統の中の一つとして福祉部局が動くことを理解しあう中で、役割分担することになった。全体の避難行動要支援者名簿等の作成等は防災部局が、個別避難計画と福祉避難所については福祉部局という形で取組むことを上へ上げていきました。
- ケアマネジャーの反発も強かった。1件2件でもよいので、まずは取り組んでいただきたいことを丁寧に伝え、ケアマネジャーの意見や質問に正面から丁寧に向き合い、作成いただいたときには、心から労をねぎらい、感謝の気持ちを言葉にして伝えてきた。3年目を迎え、当初否定的であった事業所の参画もいただくに至った。個別避難計画の作成報酬はお支払いしている。
- 被災経験がない場合、報道を通じた被災地の映像を庁内で共有するなど、災害への備えの必要性を共有することが必要ではないか。
- 地域支援者になってもらえる人がいない人の場合には、一旦は、ご本人やご家族とケアマネ等との間で、当面の間の避難方法を一緒に考えていただき、それをまず個別避難計画に記載し、今後も引き続き、地域支援者からの支援を得るために、ご家族、ケアマネ等が、この後もそれぞれ努力していく、という対応をとってもらうようにした。

古河市の庁内・庁外との連携の取組（まとめ）

有識者のコメント

- 防災も福祉も相手の業務量を理解し合い、その上で、災害の度に要配慮者から犠牲者が出ている現状を変える必要があるという問題意識を共有をしている。相互に限界を理解し、それを前提として、できることを相互に理解し合いながら、分担してもらったことに感謝の念を持ち、少しずつみんなでやるという形の取組のフレームを形づくっていることが参考になる。
- 表面的に行動だけを真似してもうまくいかない。
- ケアマネジャーが直面した課題を正面から丁寧に受け止め、Q & A 集としてまとめ関係者にフィードバックしている。一つ一つの取組を大切に無駄にせず積み重ね、次につなげていくことが重要。また、取組を積み重ねるためにも、まずは、できることから始めて、最初から100点を目指さないことが重要。
- 体制をつくるだけでなく、図上訓練などの場を設け実践することが重要。

Q & A (チャット等)

Q. 取組が進んでいない地域の進んでいない理由と今後のアプローチは？

A. 地域福祉推進の観点から、地域相互に助け合いが進む仕組みをつくることが重要。助け合いが進むよう福祉の面から取り組みたい。

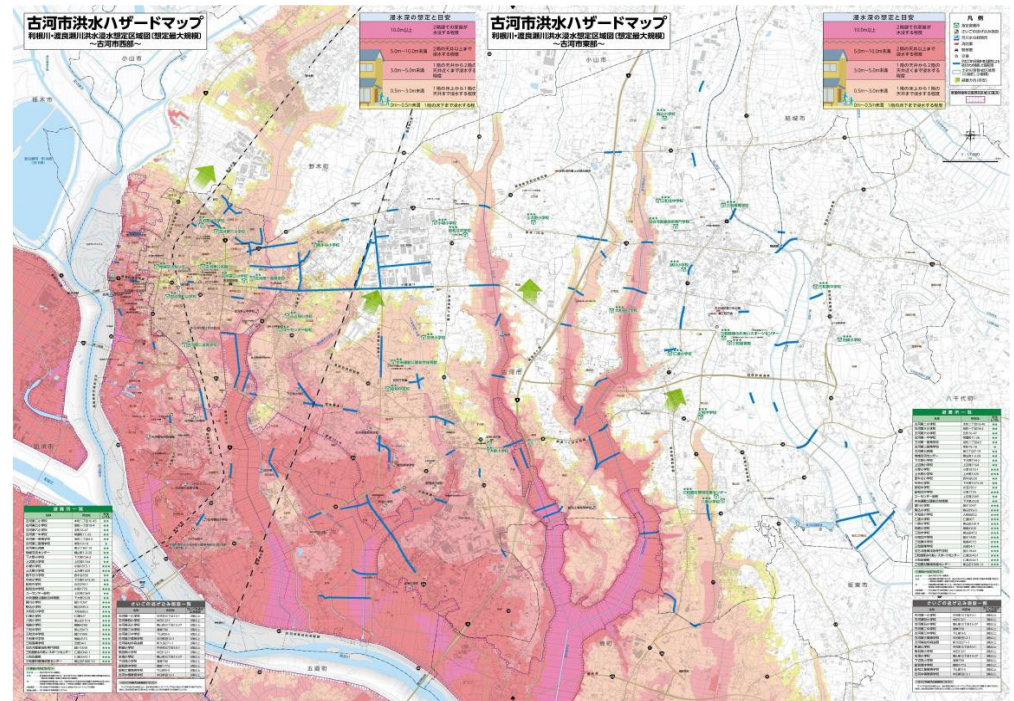
古河市の特性

1

- 1 人口 : 約14万人(合併時から約六千人減)
16年前に三市町(古河市、総和町、三和町)が合併
- 2 地形 : 面積123.58km² 全般に平坦(市内の高低差20m程度)
利根川と渡良瀬川の合流点に接する。小河川の水系は南北

3 防災上の特性

- ・ 市内の半分以上が浸水想定区域
- ・ 浸水人口約9万7千人
- ・ 要立ち退き避難人口約4万8千人
- ・ 雨天時の冠水が激しい
(水害前に東西交通が分断)

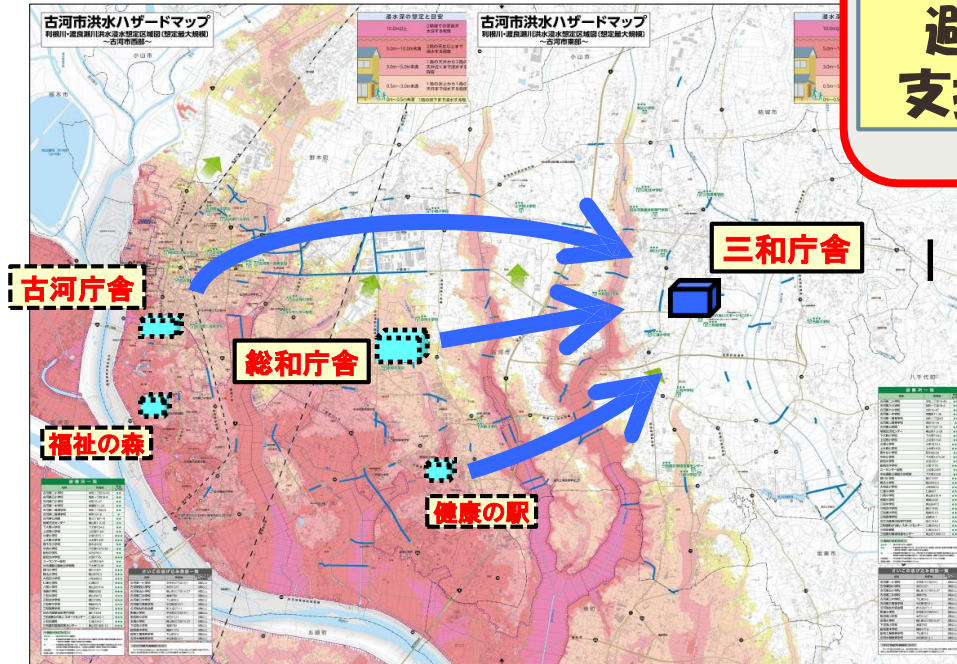
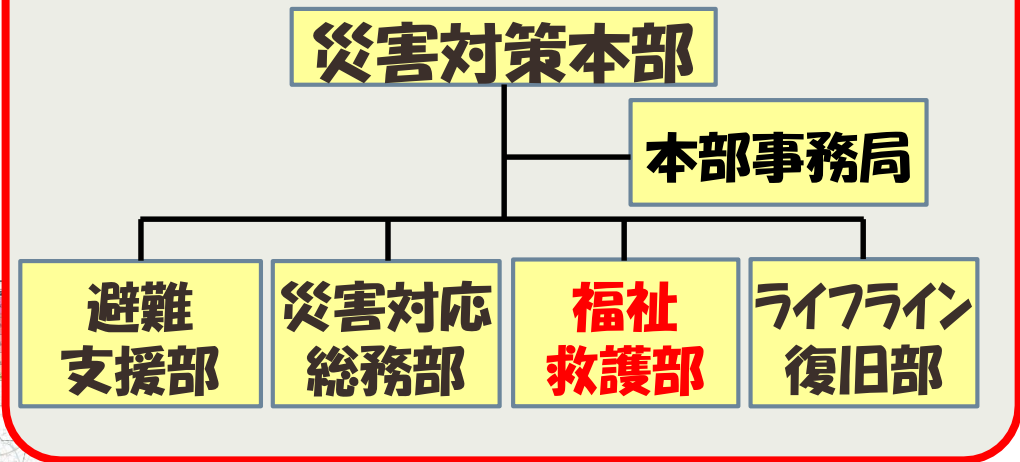


古河市災害対策本部の体制

2

☆本部事務局及び4コ部体制

災害対策本部組織



☆平常時は5庁舎体制であり、災害時に三和庁舎へ移動

※令和3年2月に、それまでの災害時「4庁舎体制」から「1庁舎体制」に

これまでの庁内訓練

3

凡例 水:水害対応 地:地震対応 イメトレ:イメージトレーニング形式の訓練

年度		平成29年度	平成30年度	平成31 令和元年度	令和2年度	令和3年度
本部	本部会議		図上訓練(シナリオ)	図上訓練		図上訓練
	本部事務局	イメトレ 水 水 水 水 地	図上訓練	図上訓練	図上訓練	図上訓練
対策本部各部	避難支援部		イメトレ 水	図上訓練	図上訓練	図上訓練
	災害対応総務部		図上訓練	図上訓練	図上訓練	図上訓練
	福祉救護部		図上訓練	図上訓練	図上訓練	図上訓練
	ライフライン復旧部		図上訓練	図上訓練	図上訓練	図上訓練
			図上訓練	図上訓練	図上訓練	図上訓練

注: 令和3年度は現在進行中。令和3年度の訓練内容は、令和2年度の訓練内容とほぼ同じである。

庁内訓練の積み上げ①②

4

① イメージトレーニング(本部事務局等)
簡単な想定を題材に、それぞれの班が
行うべき事項を列挙、ディスカッション

② 図上訓練(本部事務局、各庁舎ごと)
実際に古河市で災害が発生した場合の想定(**水害**または**地震**)
により、各段階での対策活動を検討

何をやればいいんだろう...



えーと...

本部運営班

イメージできない!

下水道はどうなる?



ライフライン復旧部

ウチの班は何をやれば...



誰に聞けばいいの?

福祉救護部

避難所運営部
(HUG)

この避難者は...



部屋が足りない...

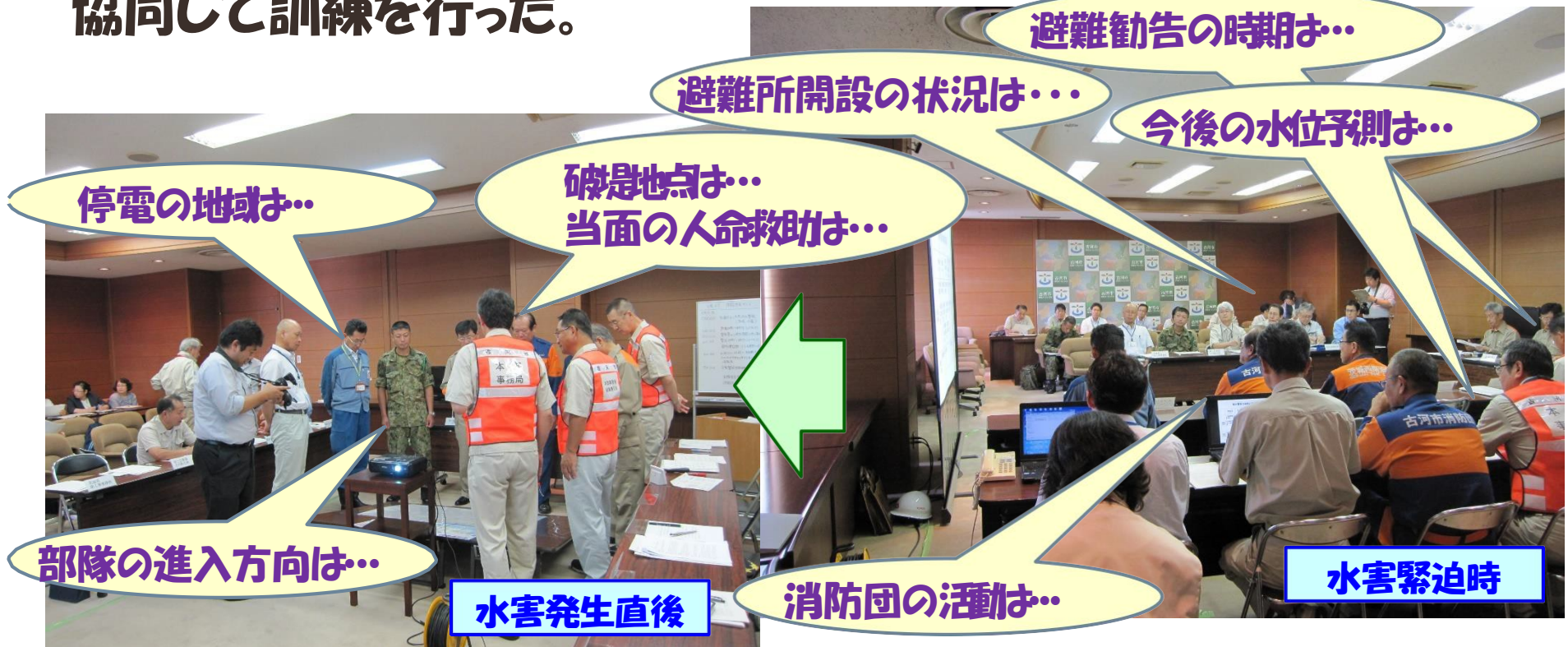
庁内訓練の積み上げ③

(平成30年8月)

5

③ 図上訓練(シナリオ訓練)

渡良瀬川の**水害**緊迫時及び**水害**発生直後における災害対策本部会議の場面をとらえ、県、警察、消防、自衛隊、東電などと協同して訓練を行った。



庁内訓練の積み上げ ④

(平成31年1月)

6

・ ④ 図上訓練(フラインド訓練:地震)

・ 古河市で直下型地震が発生した想定で、発生後2時間程度の場面をとらえ、様々な被害情報が入ってくる状況に対し、災害対策本部の本部及び各庁舎が連携して各種対策行動を打ち出していく訓練を行った。



庁内訓練の積み上げ ⑤

(令和元年7月)

7

⑤ 図上訓練(フラインド訓練:水害)

渡良瀬川上流で大雨が降っているとの想定で、降り始めから水害緊迫までの間を時系列に区切って(1時間→5分で)、それぞれの段階での対策活動(特に避難情報発表の判断等)を打ち出していく訓練を行った。

本部会議の準備を!

あと何時間で
避難判断水位?要配慮者施設
への伝達は!

福祉救護部

庁舎の移転準備を!

庁舎内の浸水対策お...

本部事務局

本部長・副本部長

避難勧告の
対象地域は?

内水氾濫の影響お...



庁内訓練の積み上げ ⑥

(令和3年8月)

8

⑥ 図上訓練(フラインド訓練:水害)

台風により利根川上流で大雨が降っているとの想定で、「水害緊迫時」と「水害発生後」について、関係機関と連携しつつ、主として本部会議の場面を捉えて市としての意思決定の要領を訓練した。



訓練の積み上げの成果

9

古河市防災監の目から見た

- 1 各管理職が自分(及び自分の組織)の役割と発災時の活動のイメージを概ね理解することができた。**
- 2 組織としての重要な意思決定のプロセスを概ね確立することができた。(補佐機能を含む)**
- 3 各部の災害対応に関する意識が向上し、各部の対策活動等について自ら検討するようになった。**

福祉救護部図上訓練（水害）計画

1 訓練目的

福祉救護部の主要な職員に対し、利根川の水害緊迫時及び水害発生後の災害対策活動についての図上訓練を行い、対応能力の向上を図る。

2 訓練のねらい

以下の点について確認・検討しイメージアップを図る。

(1) 水害緊迫時

- ① 利根川の水害緊迫時の福祉救護部としての活動全般の流れ
- ② 三和庁舎への退避手順・時期等
- ③ 避難行動における関係機関との連携上の課題等整理（特に避難行動要支援者関連）

(2) 水害発生後

- ① 水害発生後の福祉救護部の活動全般の流れ確認
- ② 被災者の救急救命、救護等に関する課題等整理

3 訓練実施要領

(1) 日 時

令和3年7月27日（火）10:00～12:00

(2) 場 所

健康の駅 視聴覚室3

(3) 編 成

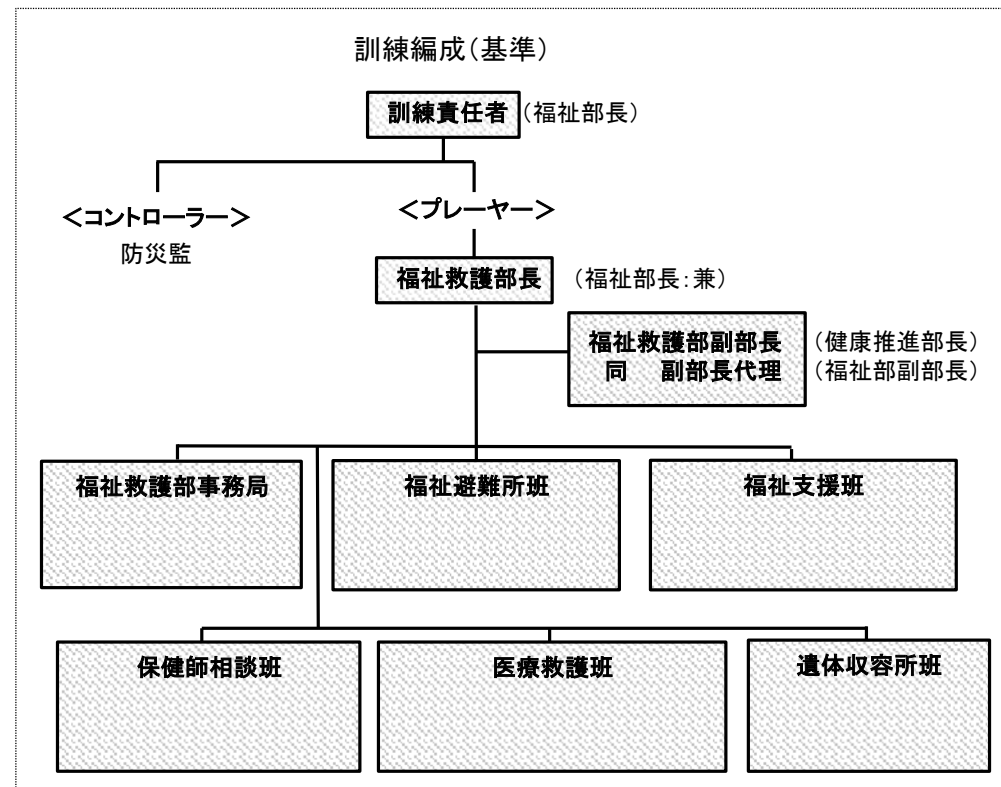
- ア 訓練責任者：福祉部長
イ 訓練担当者：防災監
ウ 訓練編成：右図のとおり（基準）

(4) 訓練方式

図上検討（討議）

(5) 訓練の進め方

- ア 訓練は前半（水害緊迫時）と後半（水害発生後）に分けて行う。
イ 訓練想定は事前に配布する。
ウ 訓練は、訓練想定にもとづき概ね時系列に沿って福祉救護部及び各班の主要な活動について列挙してゆき、そのイメージを共有するとともに課題等について整理する。

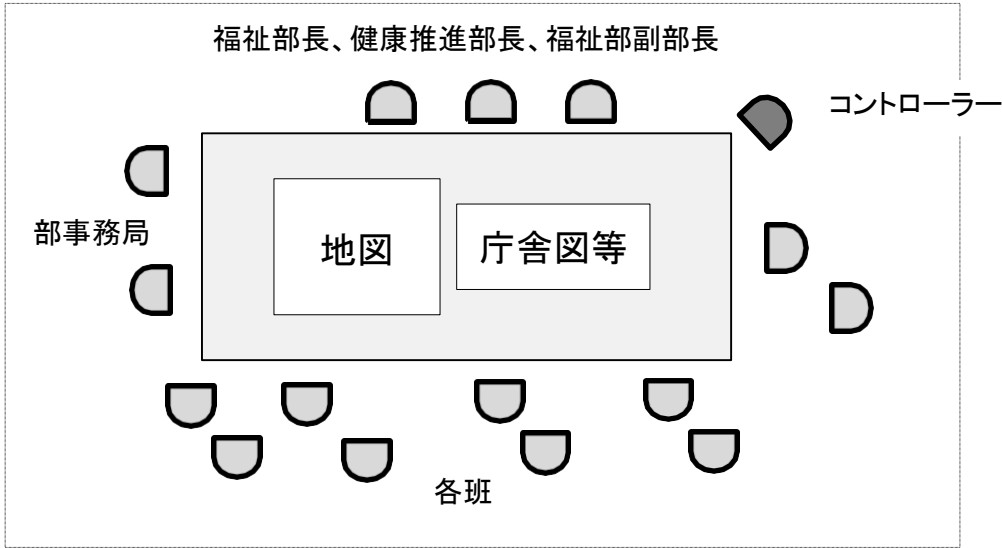


- エ 訓練後はふりかえりを行い、訓練の所見及び討議を行う
- オ 訓練後に、訓練成果を活用して、古河市タイムライン（利根川・渡良瀬川）に準じて、福祉救護部及び各班の「タイムライン」を作成する。

4 全般時間計画

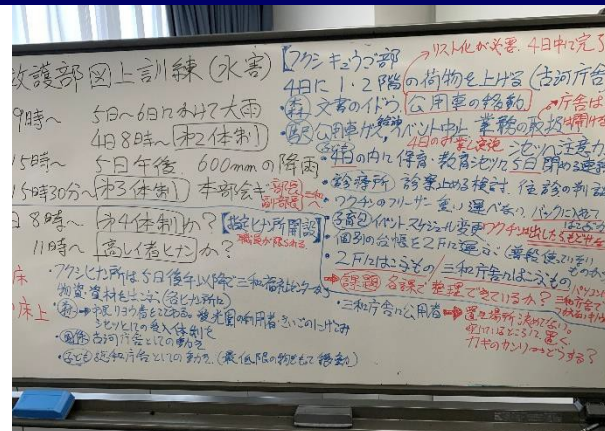
時間	前日まで	10:00～10:05	10:05～10:55(50分)	10:55～11:00	11:00～11:40(40分)	11:40～12:00
訓練	想定等配布	事前説明等	前半	休憩	後半	ふりかえり(約20分) ◇所見 ◇討議
			水害緊迫時における福祉救護部の活動		水害発生後における福祉救護部の活動	

5 図上訓練場所の態勢（イメージ）

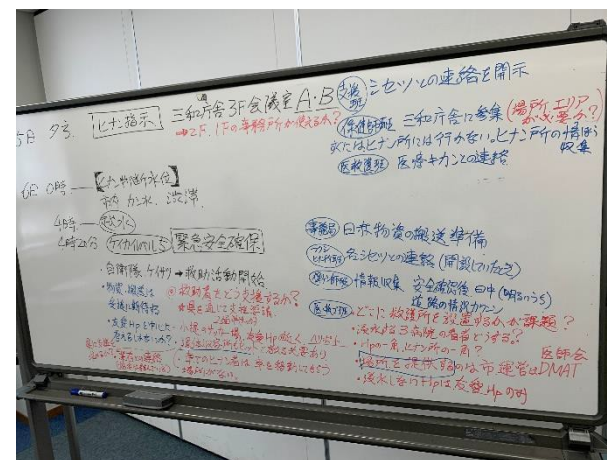


6 想定概要

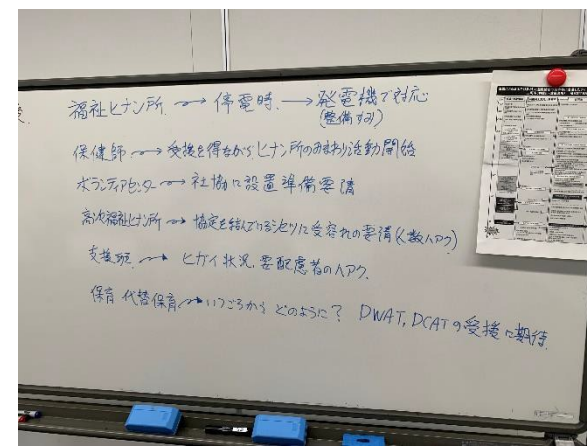
- ◇ 前半
 - 非常に強い台風が接近しており、10月5日午後から深夜にかけてこれまでにない大雨が降るものとみられ、利根川上流域の多いところで600mmを越えるおそれがある。
 - それにもとない、利根川の水位が危険な状態になるおそれがある。
- ◇ 後半
 - 10月6日早朝に、利根川の堤防が古河市において決壊しているとの情報が入った。
 - 市内の浸水状況、被害状況などはほとんど確認できていない。



訓練間に記入された
ホワイトボード



訓練の様子



「庁内・庁外との連携」に関する取組事例（２）

神奈川県茅ヶ崎市

庁内

防災対策課

- モデル事業等全体の制度設計
- 避難支援体制の構築
- 庁内調整

障がい福祉課・高齢福祉介護課

- 高齢者・障がい者に関する制度上の課題解決策の検討
- 関係団体との調整

地域保健課・保健予防課・健康増進課

- 在宅療養を行う小児等の体制整備
- 難病患者(人工呼吸器装着児・者)の適切な避難先検討

情報共有・日程調整・意見交換

庁外

本人及びその家族

- チェックリスト実施による制度の理解向上
- 避難行動シートの作成(自助としての関わり)

避難支援等関係者

- 自治会 ●自主防災組織
- 民生委員・児童委員協議会

- 災害時を想定した避難支援(訓練)の実施
- 避難行動シートの作成(共助としての関わり)
- 地域視点の課題に基づく意見交換

福祉事業者

- 地域包括支援センター
- 介護サービス事業所 ●介護支援専門員

- チェックリストの実施
- 避難行動シートの作成(ファシリテーター)
- 事業者視点の課題に基づく意見交換

茅ヶ崎市の庁内・庁外との連携の取組（まとめ）

茅ヶ崎市担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 令和元年台風第19号の実体験により認識が共有された。被災後、要配慮者の対策について、防災対策課、障がい福祉課、高齢福祉介護課、保健所担当課等の間で情報を共有し、定期的に協議を実施。
(被災後からR3.8月までの期間中に24回開催)
- 意見がかみ合わない場合、担当者レベルで協議を進め、落としどころを見つけながら進めている。
- 介護事業者には、WEB会議で説明会等を行ったところ、皆さん台風19号や東日本大震災の経験から何とかしたいという思いはものすごくあると感じている。
- 庁内・庁外を問わず、
 - ・ 担当者が異動で変わることがあるため、業務を「越境」して調整、行動することが重要。
 - ・ コロナ禍にはあっても対話を意識して進めていくことが重要。
- 取組が進んでいない地域については、まずは地域の中で事業者も含めて空気感の醸成みたいなものをじっくり進める必要があると考えている。

有識者のコメント

- 被災を契機として、問題の存在への気づきを得て、実際の取組に結びつけることが重要。
- 空気感の醸成と表現されたが、課題認識や取組の必要性を庁外、地域の関係者も含めてどのように共有化できるかが重要。

Q & A (チャット等)

Q. 庁内外の連携について、今後、福祉と防災の分担はどのようにしますか？

A. 庁外との連携は、相手先ごとに関係性は異なるので、関係する部署と情報共有しつつ取組を進めていく。庁内の連携は、年1回実施している図上訓練の場を活用して要配慮者対応に関する役割分担や連携の実効性を検証する予定。

「庁内・庁外との連携」に関する取組事例（３）

京都府福知山市

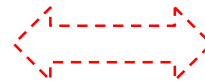
1. 個別避難計画の作成への取組の連携体制について 福知山市①

庁内：要配慮者個別避難計画PT

- ・ 危機管理室
- ・ 社会福祉課
- ・ 障害者福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 地域包括ケア推進課



市が主体となって
作成する個別避難
計画



福祉・医療関係者

- ・ 社会福祉協議会
- ・ ケアマネージャー
- ・ 相談支援専門員
- ・ 医療関係者
- ・ 社会福祉施設

合同研修実施、
情報交換等



兵庫県丹波市

連携（意見
交換等）
研修実施

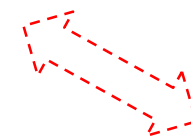


京都府

- ・ 災害対策課
- ・ 地域福祉推進課
- ・ 中丹西保健所

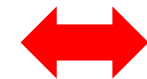


自主防災組織等が
共助で作成する
個別避難計画作成



共 助

- ・ 自治会、自主防災組織
- ・ 民生児童委員
- ・ 消防団



体制構築済み



今後連携強化



今後連携調整

- 庁内PTを中心に、福祉・医療関係者、地域（共助）と連携体制を構築
- 京都府、兵庫県丹波市等と情報共有、合同研修会を開催し、作成手法等の検討

2. 庁内連携について

①災害経験を経て、組織体制が確立

- 本市では、平成25年から5年で4度もの大災害に見舞われており、災害対応＝防災部局でなく、災害対応＝全庁対応の意識に変化し、災害対応時における各部署の事務分掌が明確化し、組織体制が確立された。＞各部災害対応マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練を毎年実施し、ブラッシュアップを図っている。

②トップダウンによる庁内PTの立ち上げ

- 令和元年度から2箇年で、市長指示により、過去の災害経験を踏まえた、本市ならではの実践的な避難のあり方について、有識者や地域代表、福祉団体、国、府等の関係機関に参画いただき、「福知山市避難のあり方検討会」を設置し、議論を行ってきた。
- 検討会テーマの一つとして、「高齢者等の災害時要配慮者など、住民をどのように誘導するのか」を位置付け、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成について、防災部局と福祉部局で組織する庁内PTを立ち上げ、方向性の検討を行ってきた。

※個別避難計画の努力義務と内閣府モデル事業の取組み

- 以上の2点が、大きな要因であるが、この度の災害対策基本法改正に伴う個別避難計画作成の市町村の努力義務化と、内閣府モデル事業に採択され、取組みを進めていることも、連携強化を後押しいただいている。

①過去災害における要配慮者の避難支援の必要性

- 本市での過去災害において、要配慮者の犠牲者はなかったものの、福祉関係者からのヒアリングにより「台風接近中、担当している高齢者が認知症であり、避難所における集団生活が困難なことから、苦肉の策で自宅で一夜を過ごした。」等、壮絶な体験談をお伺いした。過去災害の経験から、個別避難計画作成の必要性について、福祉関係者との共通理解ができている。

②避難のあり方検討会での福祉団体の参画

- 避難のあり方検討会の委員14名のうち、3名は福祉団体（民生児童委員、社会福祉協議会、民間社会福祉施設連絡協議会）から参画いただき、「自治会長と民生児童委員それぞれで要配慮者情報を持っているが、守秘義務の壁により共有できない」「ケアマネが多くの担当を抱える中、災害時における要配慮者一人ひとりの避難支援に手が回らない」「個別避難計画作成における福祉関係者の参画の必要性」「要配慮者の受入れ先である福祉避難所運用のためのマンパワー不足」等多くの問題提起をいただいた。これらの課題を解決すべく、福祉関係者との意見交換を行う中で、連携の強化を図ってきた。

③個別避難計画作成のモデル実施を通じた福祉、医療関係者との連携

- 医療関係者より、在宅酸素利用者の避難について相談を受けたことから、個別避難計画作成のモデル実施に繋がった。（令和2年度）
- 在宅酸素利用者の個別避難計画の作成にあたり、①本人、ご家族から…身体状況等の聞き取り、②主治医、ケアマネから…避難、避難生活にあたっての医療、福祉的助言、③自主防災組織、民生児童委員への避難支援の相談、④福祉施設への受入れ可否、条件の相談、⑤病院への緊急時の受入れ調整、⑥消防への緊急時の対応等調整を行った。
- 具体的なケースによる関係者との調整を行う中で、道が開け、関係者とも連携が図れた。

福知山市の庁内・庁外との連携の取組（まとめ）

福知山市担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 庁内連携が進展した要因は次の2点。
 - ・平成25年からの5年間で4度も大規模浸水害に見舞われており、職員の意識が災害対応イコール防災部局ではなく、災害対応イコール全庁対応の意識に変化し、災害対応時における各部署の事務分掌と役割を明確化することで、部局間を横断する組織体制が確立したこと。
 - ・本市の過去の災害経験を踏まえた実践的な避難の在り方について、有識者や地域代表、福祉団体、国・府等の関係機関の参画の下、市長指示により設置された「福知山市避難のあり方検討会」（令和元年～）の議論を受け、令和2年度から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成について、防災部局と福祉部局で組織する庁内PTにおいて方向性を検討してきたこと。
- 個別避難計画の作成に当たり、本人、家族、主治医、ケアマネ、自主防、民生委員、福祉施設、病院、消防など、多様な関係者との具体的な対応の調整を行ったことが、庁外の関係者との連携の端緒となった。

有識者のコメント

- 被災経験があると、福祉関係者、医療関係者も、自らの問題として捉え、対応が必要な問題であるとの認識の共有化が図られ、庁内・庁外において連携が進展する。
- 被災経験がなくとも、被災の可能性があることの理解、個別避難計画に取り組むことの必要性に関する認識の共有を図ることが必要。
- トップダウンで庁内PTを設置したことも取組の促進に有効。

Q & A（チャット等）

Q. 自宅で酸素吸入を行う方の防災・福祉の分担関係は？

A. 危機管理室： 全体総括、タイムラインの作成、避難先の開設・連絡・調整、避難先での諸般調整
福祉部局： 要支援者への連絡、避難支援等実施者への連絡、移動手段の確認・確保、避難完了の確認
※業務分担をする中で情報共有を行う

福知山市避難のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 平成30年7月豪雨災害等の過去の災害を教訓として、水害や土砂災害の発生事例や市民の避難状況等について検証を行い、行政の役割や市民の意識のあり方なども含めた自助・共助・公助の観点から避難のあり方全般について検討を行うため、福知山市避難のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について必要な検討を行う。

- (1) 避難情報等の発信、伝達のあり方に関する事
- (2) 避難誘導のあり方に関する事
- (3) 広域避難所・地区避難所、避難先のあり方に関する事
- (4) 要配慮者等の避難のあり方に関する事
- (5) 市民の防災意識向上に向けた防災教育の推進に関する事
- (6) その他、避難のあり方について必要と認められる事項

(委員)

第3条 検討会の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 検討会には座長及び副座長を置き、委員の中から互選する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(運営)

第5条 検討会は、市長が招集し、座長が議事進行を行う。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員及び前条第2項に定める委員以外の者（以下「委員等」という。）が検討会に出席したときは、特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に

準じ報酬及び費用弁償を支給する。

(事務局)

第7条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局運営は、市民総務部危機管理室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月12日から施行する。

【令和元年度】

- | | |
|------------|---|
| 令和元年11月12日 | 「福知山市避難のあり方検討会」第1回検討会開催
<u>議論すべきテーマとして「要配慮者への情報伝達」「要配慮者の避難誘導」が設定され、以降、福祉部局と危機管理部局で災害時要配慮者名簿、個別避難計画の検討がスタート</u> |
| 令和元年12月19日 | 「福知山市避難のあり方検討会」第2回検討会開催
<u>要配慮者への情報伝達、名簿、避難支援の現状分析</u> |
| 令和2年2月18日 | 「福知山市避難のあり方検討会」第3回検討会開催
<u>要配慮者への情報伝達、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の方向性の検討市内先進事例の紹介</u> |

【令和2年度】

- | | |
|------------|---|
| 令和2年7月～9月 | 在宅酸素利用の要配慮者の個別避難計画策定のモデル実施
障害者福祉課と危機管理室でモデル実施に取り組む |
| 令和2年9月24日 | 兵庫県丹波篠山市への災害時ケアプラン先進地視察（福祉部局・危機管理室） |
| 令和2年10月28日 | 第1回庁内PT会議開催（副市長、福祉部局、危機管理部局、教育委員会）
避難のあり方検討に係る「要配慮者の避難」、「防災教育」の分野について、更に部局横断的な取組を強化するため副市長、部長参画のもとPTを設置、取組を進めることとした。 |

【令和２年度】

- 令和２年11月11日 長野県松本市への先進地視察
福祉保健部社会福祉課が要配慮者名簿について条例制定方式の先進地視察
- 令和２年12月1日 第２回庁内ＰＴ会議開催（副市長、福祉部局、危機管理部局、教育委員会）
- 令和２年12月18日 「福知山市避難のあり方検討会」第４回検討会開催
要配慮者への情報伝達として、緊急告知ラジオ、FAX送信に加えて、防災アプリの活用、「逃げなきゃコール」の推進を検討。避難行動要支援者名簿について、地域提供の方式を「手上げ方式」から「同意方式」に転換。
個別避難計画については、国のサブワーキングの議論を踏まえ、地域の共助による避難支援のパターンと、市が担うべき重度の方の個別避難計画に関する検討を行った。
- 令和２年12月24日 大分県別府市の災害時ケアプランの研修（リモート実施）
福祉部局、危機管理部局が参加、取組状況をお聞きした。
- 令和３年１月25日 第３回庁内ＰＴ会議開催（副市長、福祉部局、危機管理部局、教育委員会）
- 令和３年２月18日 「福知山市避難のあり方検討会」第５回検討会開催
最終とりまとめに向けた議論を実施
- 令和３年３月 「福知山市避難のあり方検討会最終とりまとめ」
今後、福知山市が取り組むべき各テーマごとの方向性について取りまとめ、成果指標を設定しつつ、モデル実施などそれぞれ取組を進めることとした。

【令和３年度】

令和３年４月16日	第１回庁内ＰＴ会議開催（福祉部局、危機管理部局） モデル実施10件の選定、内閣府モデル事業の応募について
令和３年５月６日	内閣府個別避難計画モデル事業の採択 以降、キックオフ、ノウハウ共有ミーティング等、ＰＴの構えで参加
令和３年６月22日	兵庫県丹波市との意見交換会を実施 主に避難所、移送手段の課題共有
令和３年６月24日	第２回庁内ＰＴ会議開催（福祉部局、危機管理部局） モデル実施10件の確定、福祉専門職研修の実施、今後の進め方等について
令和３年７月16日	京都府との意見交換会を実施 主に避難所、移送手段の課題共有
令和３年８月30日	第３回庁内ＰＴ会議開催（福祉部局、危機管理部局） ケース検討チームの確定、名簿台帳システム、福祉事業所の動向など、実施に向けての意見交換。
令和３年９月11日	福祉専門職研修（予定）

「福祉避難所の確保や直接の避難」に関する取組事例（１）

新潟県上越市

福祉避難所の概要について

上越市①

<避難のイメージ> 福祉部高齢者支援課

■ 福祉避難所とは

福祉避難所とは、災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所です。市と協定を結んだ社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障害者福祉施設が指定されています。（※避難のイメージは右図のとおり）

■ 指定施設数（令和3年3月末現在）

102施設（40法人） うち、高齢者施設 78施設
障害者施設 24施設

■ 避難対象者数（令和3年3月末現在）

452人（高齢者271人、障害者181人）

区 分	高 齢 者	障 害 者
対 象	要介護4・5のうち ・独居又は高齢者のみ世帯の人 ・医療が必要な人	・身体障害1・2級 ・療育A ・精神1級のうち支援区分5・6 ・多動、自閉症等

■ 福祉避難所の運営体制

<開設基準>

- ・市内で震度5弱以上を観測した場合 … 開設
- ・震度4以下の地震やその他の災害の場合 … 状況により開設

<市との連携体制>

- ・避難所を開設する際、各施設に市職員（連絡調整員）を派遣し、福祉避難所と災害対策本部との連絡調整を担います。なお、避難者の介助は施設職員が担います。

■ 避難対象者の登録

福祉避難所への避難が指定された方について、個々の身体状況や緊急連絡先等を記録した「個別避難計画」を市が作成し、避難先となる福祉避難所（施設）町内会長、民生委員・児童委員と情報を共有しています。

■ 災害備蓄品の配備

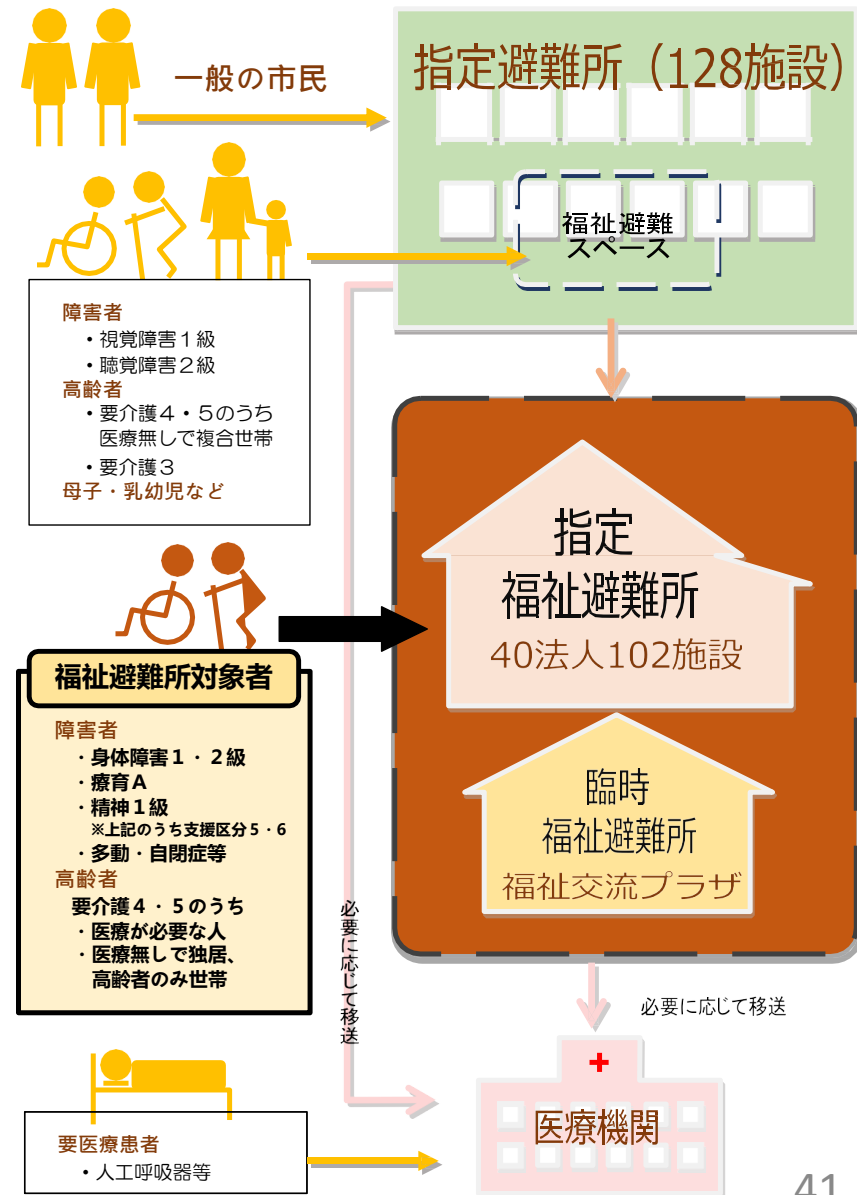
- ・福祉避難所ごとの避難対象者及び介助者の3日間分の食糧及び生活用品と資機材を配備。
- ・現時点で避難対象者がいない施設へは、避難対象者と介助者1人分ずつの備蓄品を配備。

■ 費用負担

- ・施設が、福祉避難所の設置運営のために要した費用及び市の要請に基づき施設が実施した事項に係る費用は、所要の実費を市が負担します。

<対象となる費用>

- ・福祉避難所の開設・運営に要した職員の人件費
- ・避難者及び介助者に提供した食糧費
- ・福祉避難所の運営に要した消耗品費、電話代、光熱水費等



福祉避難所へ直接避難に至った経緯

- 地震や大雨などによる洪水などで大きな災害が起きると、多くの人が避難所での不自由な生活を余儀なくされ、とりわけ障害を持つ方や介護が必要な方は一般の避難所での生活は困難になることを心配し、一般の避難所よりも過ごしやすい環境で生活してもらえよう、福祉避難所への直接避難に取り組んだ。

福祉避難所の指定から個別避難計画更新まで

- ① 市内の社会福祉法人等40法人に対して、施設の受入可能人数を把握するための予備調査を実施（平成28年）
- ② 40法人97施設を指定避難所として指定をするとともに、福祉避難所の設置及び運営の協定を締結（平成29年1月）
2か月間で市の職員が対象世帯を訪問し、405人の個別避難計画を作成（全員、福祉避難所へ直接避難可能）
- ③ 福祉避難所の対象者の更新（新規登録）はシステムにより3か月に一度実施（約150人の新規候補者）
- ④ 候補者の事前調査を、市の職員が手分けし居宅介護支援事業所のケアマネジャーに「近況」と「今後の予定」について聞き取りを実施。訪問調査が必要な候補者に絞られる（通常50人程度）、自宅近く、利用施設などから候補施設を選定
- ⑤ 職員による候補者の自宅訪問調査を行い、福祉避難所の説明・本人の容体確認、避難所までの移動方法・避難先の希望を確認し本人に同意を得て、個別避難計画を作成。一人暮らしの高齢者等、避難支援者がいない場合は、避難支援者の選定を町内会に依頼。
- ⑥ 避難受入先の施設に文書にて受入可否の確認。可能なら本人に通知、不可能なら別の施設を探し受入先を決定
- ⑦ 福祉避難所への避難対象者になったことを、町内会、民生委員・児童委員、施設の連絡調整員※に通知

※連絡調整員は市の職員で、全庁体制で全ての避難所に配置している。避難所開設時は避難所と災害対策本部の連絡調整を行う

令和3年3月末現在

高齢者施設78施設、障害者施設24施設の計102施設を福祉避難所として指定、高齢者271人、障害者181名の計452人について個別避難計画を作成済

福祉避難所の運営体制

- 開設基準として、基本的には市の災害対策本部で決定する一般避難所の開設の動きに合わせて福祉避難所も開設
- 避難所が開設される場合は、福祉避難所の避難対象者である本人または家族に連絡して、避難所開設の説明をし、避難対象者の現状や避難方法について確認する。（福祉避難所への避難が不要な場合はその福祉避難所は開設しない。）
- 福祉避難所を開設した場合は市職員（連絡調整）を派遣し災害対策本部と連絡調整を行う。
- 避難対象者の介助は、家族が実施し、施設職員は介助の支援を行う。

上越市の福祉避難所の確保や直接の避難の取組（まとめ）①

上越市担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 平成28年4月から6月にかけて、市内の福祉法人等40法人に対して、施設の受入れ可能人数を把握するため予備調査を行い、平成29年1月に40法人97施設と福祉避難所の協定を締結した。同年1月から2月の間に市職員が、対象世帯を訪問して対象者405人の個別避難計画を作成した。（福祉避難所に避難する必要のある避難行動要支援者については個別避難計画の作成が完了しており、3か月ごとの名簿の更新ごとに、新規の者の個別避難計画を作成。一方、避難先が福祉避難所でない避難行動要支援者については、町内会に個別避難計画の作成を依頼している。）
- 課題は次のとおり。①水害、土砂災害など災害の種類によっては使用できない福祉避難所がある。
②施設の受入人数に限りがあるため、自宅から遠方の福祉避難所に避難している。このような課題があるため、今後、福祉避難所となる施設を増やす必要があると考えている。

有識者のコメント

- 避難行動要支援者名簿の更新を3か月ごとに行い、更新ごとに約150人新規に新規登録される中から50人に絞り込み、戸別訪問をして個別避難計画を作成するという進め方は非常に参考になる。また、人口20万弱の規模における取組の相場観を得られる。
- 個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、避難先である福祉避難所ごとに事前に受入れ者の調整等を行い、福祉避難所に直接の避難を図ることが適当とされているが、上越市における事前にマッチングをした場合には、想定していない避難者により混乱することはなかったという経験は、この施策の実効性を裏付けるもの。
- 避難行動要支援者名簿をシステム化している。名簿の更新頻度に合せて3か月ごとに、業務フローを回しているが、システムを活用することにより、実効性を確保しつつ、事務負担を軽減している点、参考となる。

上越市の福祉避難所の確保や直接の避難の取組（まとめ）②

Q & A（チャット等）

Q. 希望施設に避難できない場合にも避難していただけるか？

A. 一般避難所の中に設置する福祉避難スペースで対応。マッチングが未済の場合も福祉避難スペースで対応。

Q. 受け入れの調整はどのようにしていますか？

A. 事前に施設にアンケート調査をして、その施設のキャパシティを把握することにより調整。
新規対象者が出たら照会をし、平素から利用されている方なので、キャパを変えて、受け入れると言っていたくこともあるなど、状況によって変わってくる部分もある。

(参考資料) 福祉避難所対象者の個別避難計画

上越市③

記載例

障害者・要介護認定者

福祉避難所対象者の個別避難計画

作成日： 年 月 日

対 象 者	住 所	上越市 ○○区 ○○		
	氏 名	フリガナ ジョウエツ タロウ 上 越 太 郎	性別	男 ・ 女
	生年月日	M.T. 5. H 5年 2月 7日	年齢	89歳
	世帯区分 家族構成 (本人含む)	・ひとり暮らし ・ 高齢者のみ世帯 ・ 家族のいる世帯(日中独居) ○ 人 介助者 (○ 人)		
	電話番号	(自宅) — (FAX) — (携帯) —		
	手帳所持 障害支援区分	身障 1・2 級 療育 A 精神 1 級 区 分 5・6 (疾患名)		
	介護認定	要介護度 4・5 (疾患名) (特別な医療 経管栄養、人工肛門)		
	主治医	医療機関名 医師名 電 話 —		
担当支援員 担当包括 担当ケアマネ	事業所： 電話番号： 氏名：			

指 定 福 祉 避 難 所	特別養護老人ホーム○○○○	(電話 ○○○-○○○○)
指 定 避 難 所 ※		(電話 ○○○-○○○○)
指 定 緊 急 避 難 場 所		(電話 ○○○-○○○○)

※道路状況等により指定福祉避難所に行けない場合は、最寄りの指定避難所をご利用ください

現在の状態 内容・程度	(麻痺・アレルギー・食事療法・在宅酸素・人工肛門・胃瘻の程度等) ・頸椎損傷の後遺症で四肢に麻痺あり ・日常生活の全てに介助が必要(自力での食事不可)
主な病名と 病 歴	(主病名・病歴・発病時期経過) ・〇年、交通事故で頸椎損傷 ・〇年、脳梗塞発症 ※医者から処方されている薬の説明書を添付してください。
服 薬	(現在、服薬している薬名) 記載例 ・アスピリン ・ワーファリン ※医者から処方されている薬の説明書を添付してください。
その他 留意事項	(福祉、介護サービスの利用状況、日常生活での注意事項、健康状態等) 記載例 ・デイサービスセンター○○○○利用中(週〇日)等 ・食事(きざみ食・流動食・普通食 等) ・左耳が聞こえない、右目が見えない 等

緊急連絡先	① 氏名等	○○ ○○ (続柄： 長女)	住所	上越市○○○○
	② 氏名等		電話	025-000-0000

避難支援者	① 氏名等	町内会の支援が必要です。 (関係：)	住所	
	② 氏名等	(関係：)	電話	
	③ 氏名等	(関係：)	住所	

関係機関名	電話番号	FAX番号
()		
上越市役所 () 区総合事務所	025-526-5111	025-526-6115

「福祉避難所の確保や直接の避難」に関する取組事例（２）

愛媛県宇和島市

平成26年2月 市内9施設（特養、老健等）を指定

指定以降、マニュアル検討や合同訓練は実施せず。協定締結から時間がたち、自施設が指定されていることを把握していない状況の中・・・

2018年7月11日 平成30年7月豪雨災害（西日本豪雨）発災



PASCO
Surveying the Earth to Create the Future

2018年7月11日（水） 撮影：株式会社パスコ / 国際航業株式会社
2018年7月 豪雨災害



一般避難所において対応が困難であったケース

- ・ 認知症疑い
- ・ トイレ介助が必要

要介護認定を受けている方はショートステイなどの介護サービスで対応したが、軽度の方については一般避難所、もしくは親類等宅への避難で対応し、福祉避難所については未開設であった。

→そもそも福祉避難所開設に係る流れ、福祉避難所における備え（備蓄品等）が具体化されていなかった。

まずは対話

→市内社会福祉施設職員（管理職）に参集いただき、研修会を開催。

福祉避難所を拡大したいとの本市の意思を保健福祉部長から参加者に伝えた上で、研修テーマを「災害時において何が出来るか」とし、高齢者福祉課職員と施設職員でグループワークを実施。

改めて「人とモノ」が必要であることを行政職員が生の声で認識し、施設有志と行政職員でワーキンググループを組織。被災者受け入れのための諸条件を検討しながら、指定に係る事業所の合意を得て、令和2年度に5事業所を追加指定。

令和3年度、4年度で5事業所ずつ追加予定し、9事業所であった事業所を24事業所（合意取得済）まで拡大する予定。

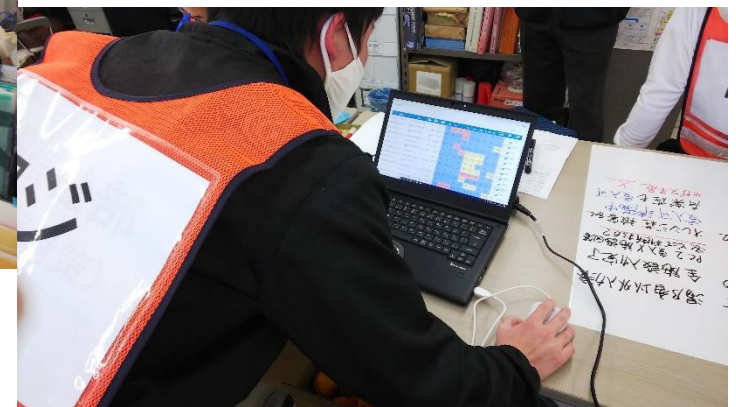
机上訓練

毎月15日に実施。災害時情報データベースに被災情報を入力することで行政は一括で施設状況の確認が可能となる（介護版 EMIS）

施設名	住所	福祉 避難所	発災時 担当者	発災時 電話番号	倒壊	電気	水	ガス	食料品	医薬品	衛生用品	けが人	サービスの 提供	更新 日時	更新 ユーザー
介護老人保健施設オレンジ荘	宇和島市吉田町北小路甲184番地3	○	薬師寺 亮輔	0895-52-3151	無	無	無	充足	有(残り3日)	有(残り1日)	有(残り3日)	有(救助必要)	不可(再開の目途立たず)	20/08/07 14:03 new	登録施設
みずき付県高齢者住宅うねじま	宇和島市築地町1丁目503-1	○	松本 達矢	0895-65-9488	無	有	有	不足	有(残り3日)	有(残り3日)	有(残り3日)	有(対応済)	不可(再開まで1週間)	20/08/07 13:48 new	登録施設
介護老人ホーム寿楽荘	宇和島市保田甲798	○	柳野 治生	0895-49-2828	無	無	有	不足	有(残り3日)	無(支援必要)	無(支援必要)	有(対応済)	可	20/08/07 13:46 new	登録施設
介護老人保健施設ふれあい荘	宇和島市津島町岩松甲39番1	○	岡田 充広	0895-20-8008	無	有	有	充足	有	有	有	無	可	20/08/07 13:38 new	登録施設
特別介護老人ホームあさひ苑	宇和島市三浦西4979番地	○	堀田 昌樹	0895-30-2707	無	有	有	充足	有(残り3日)	有	有	無	可	20/08/07 13:37 new	登録施設
特別介護老人ホーム祝の郷	宇和島市祝森甲2407	○	西村 大樹	0895-27-1157	無	有	有	充足	有	有	有	無	可	20/08/07 13:37 new	登録施設
宇和島市総合福祉センター	愛媛県宇和島市住吉町1丁目6-16	○	渡辺 正人	0895-23-3711	無	有	有	充足	無(支援必要)	無(支援必要)	無(支援必要)	無	可	20/08/07 13:34 new	登録施設
特別介護老人ホーム美沼荘	宇和島市三間町宮野下129番地	○	黒田 英行	090-2781-3317	無	有	有	充足	有	有	有	無	可	20/08/07 13:33 new	登録施設
介護付き有料老人ホームますほの里	津島町高田甲2920-1	○	中山 国弘	0895-20-8110	無	有	有	不足	有(残り3日)	有(残り1日)	有(残り1日)	無	可	20/08/07 13:33 new	登録施設
介護老人ホーム愛生寮	宇和島市吉田町立間原甲495番地7	○	岩藤 孝一	0895-52-7171	無	有	有	充足	有(残り3日)	有	有	無	可	20/08/07 13:31 new	登録施設
介護老人保健施設やすらぎの杜	宇和島市保田甲1932番地2	○	渡邊 一正	0895-27-3611	無	無	有	充足	有	有	有	無	可	20/08/07 13:31 new	登録施設
特別介護老人ホーム湯乃香荘	宇和島市津島町山財5861番地	○	酒井 良	090-4781-3545	有	無	無	不足	無(支援必要)	無(支援必要)	無(支援必要)	有(救助必要)	不可(再開の目途立たず)	20/08/07 13:30 new	登録施設

実地訓練

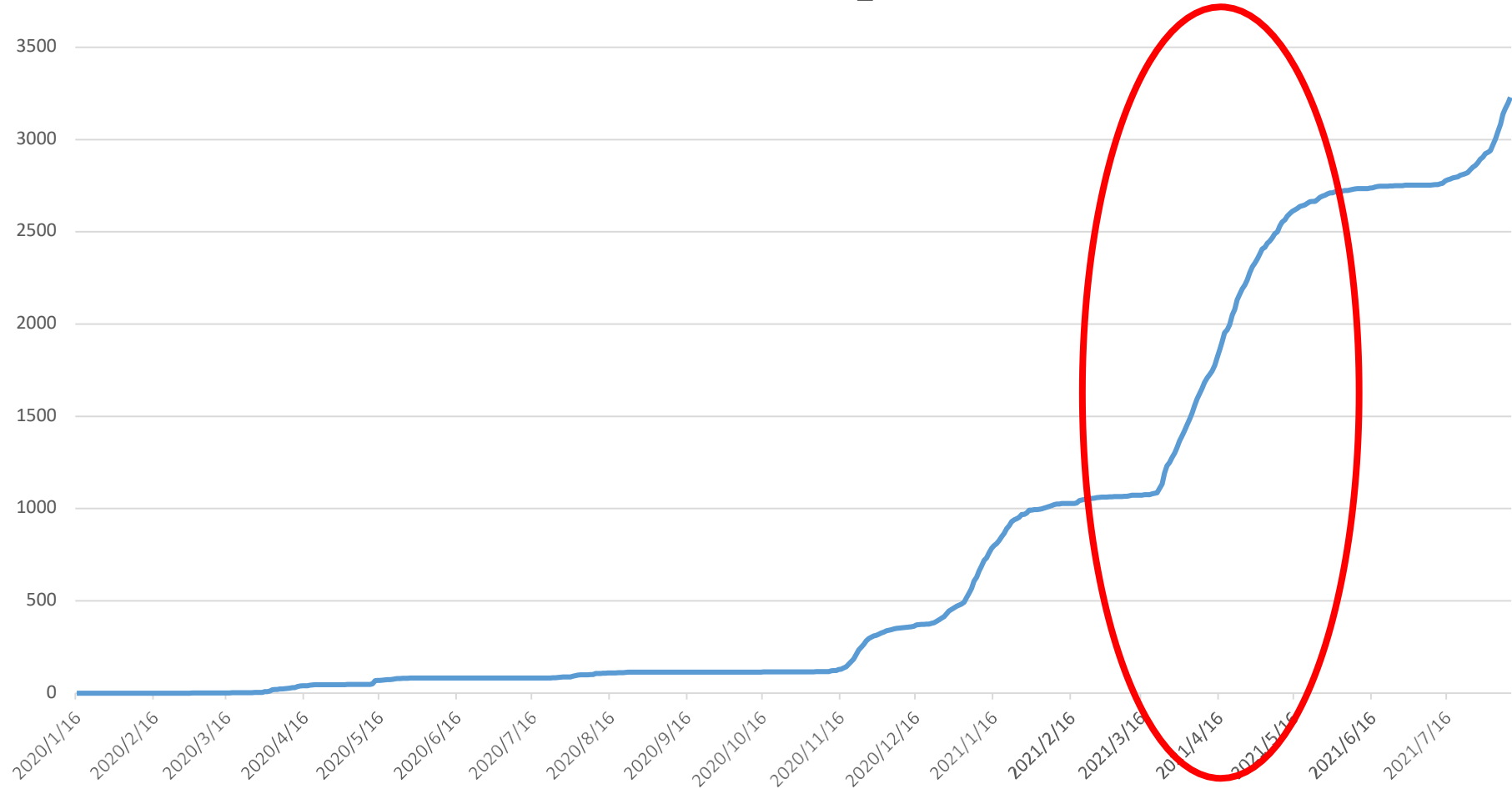
年1回実施。定例の被害状況の確認後、福祉避難所開設依頼
→被災者の受入まで実施。



※電話が使えない想定とし、すべてネットと
テレビ電話でコミュニケーションを行った

3月下旬から急速に拡大。施設内で感染が起きた場合、濃厚接触者は2週間の自宅待機が必要。また大量のマスク、ガウン、消毒液等が必要となるため事業所単体で乗り越えることは困難（特に小規模事業所は）。**市内施設間において人的・物資の応援ネットワークが必要。**

愛媛県の感染者数_累計



高齢者施設における新型コロナウイルス対策 ハイブリッド研修会

新型コロナウイルス感染について、宇和島市では高齢者施設のクラスターは発生していませんが、感染の終息が見えない今日、高齢者施設クラスターが発生した際、適切かつ迅速に対策を行う必要があります。

今回、本市高齢者施設管理者や病院関係者を主な対象として、発生時の被害が甚大な高齢者施設クラスター予防対策の研修会を開催いたします。当初参加範囲を愛媛県下としておりましたが、県外も受け付けることといたしました。クラスター発生の最前線で全国的に活躍される講師陣にお話が聞ける貴重な機会です。是非ご参加いただきますようお願いいたします。

日時 令和3年4月20日(火)19:00~20:30

場所 オンライン (ZOOM) 開催 (定員500名)

特別講演 1 19:00~19:30

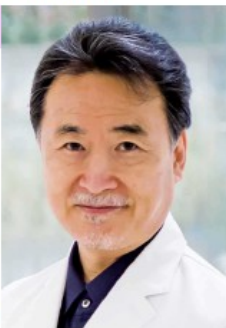
講師：医療法人社団健育会 ねりま健育会病院 院長
医療法人社団健育会 ライフサポートねりま 管理者

酒向 正春先生

「高齢者リハビリテーション施設におけるクラスター発生機序と感染対策～大規模クラスター現場で何が起っていたか～」

講師プロフィール

1961年愛媛県宇和島市生。愛媛大学医学部卒。医学博士。87年脳卒中治療を専門とする脳外科医となる。2004年脳科学リハビリテーション医に転向。2013年NHKプロフェッショナル～仕事の流儀～第200回「希望のリハビリ、ともに闘い抜く リハビリ医 酒向正春」。2017年4月ねりま健育会病院院長、ライフサポートねりま管理者となり、2020年11月27日に発生した大規模クラスター（102名感染）の感染対策総指揮を執る。



特別講演 2 19:30~20:00

講師：沖縄県立中部病院 感染症内科・地域ケア科 副部長

高山 義浩先生

「高齢者施設に求められる感染対策と集団感染への対応」

講師プロフィール

東京大学医学部保健学科、山口大学医学部医学科卒。九州医療センター、佐久総合病院、厚生労働省を経て、2010年より沖縄県立中部病院において感染症診療に従事。同院に地域ケア科を立ち上げ在宅緩和ケアを開始。新型コロナウイルスの世界的流行により、2020年2月、厚生労働省参与を併任。



ディスカッション 20:00~20:30

座長：市立宇和島病院 副院長兼内科主任科長兼感染管理部長

金子 政彦先生

主催：宇和島市 (担当：高齢者福祉課 0895-24-1111)

※研修会の録画は禁止としております。ご容赦ください。

申し込み方法：申し込み用フォーム (裏面に記載) にてご登録ください。

定員 (500アカウント) に達した時点で締め切りといたします。

市内すべての社会福祉施設 (障害・介護) を対象に研修 会を開催

酒向先生

管理者を務めるねりま健育会病院・ライフサポートねりまで起こった大規模クラスター（102人陽性）における発生から収束までの過程を発表

テーマ「いつ起こるかわからない、そのために予防に全力を」

高山先生

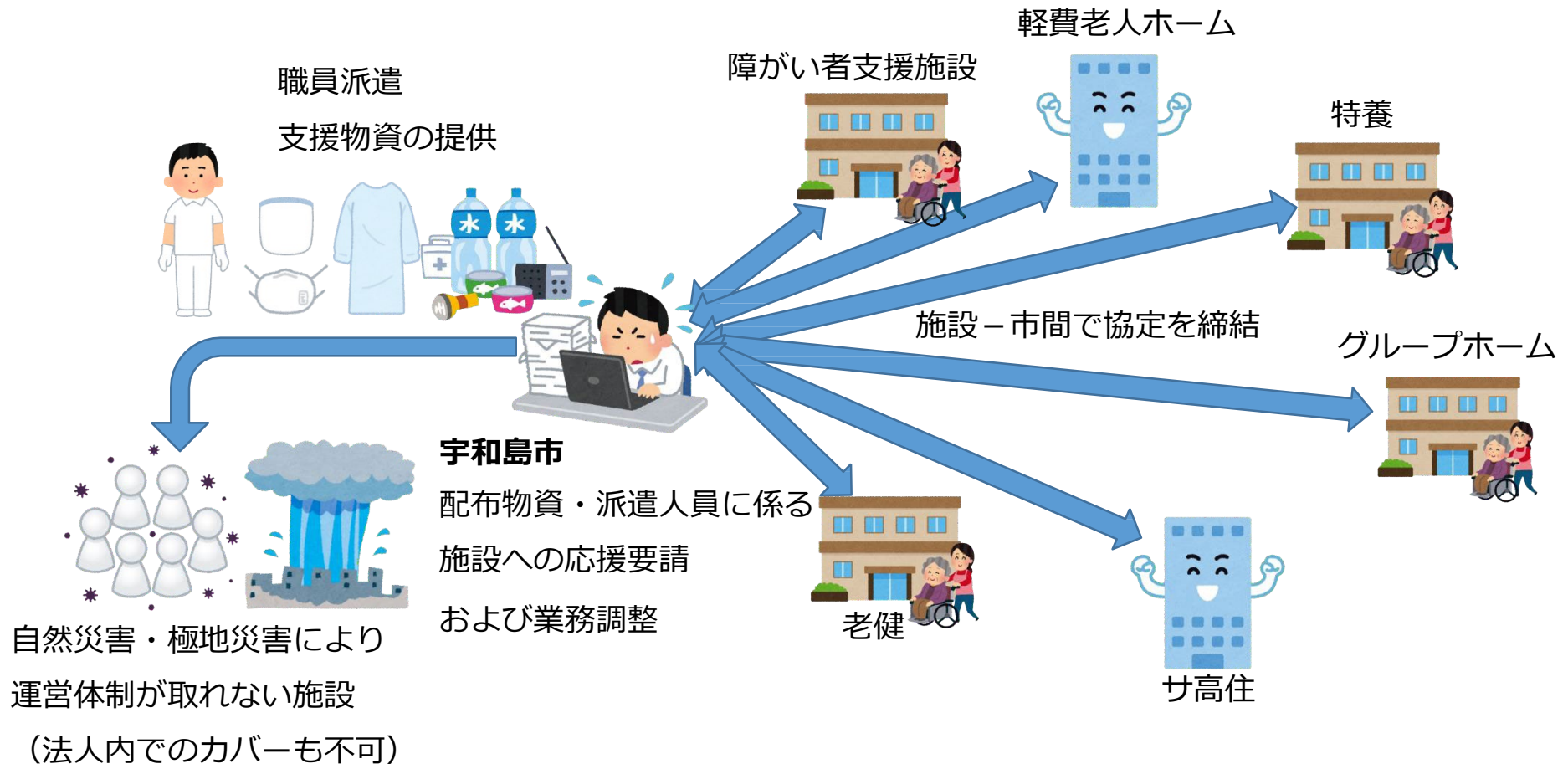
高齢者施設においてクラスターが発生した場合の心構えや対応法について発表

テーマ「それでも起こった場合、最善を尽くして拡大を防止」

当初市内施設を対象としていたが、講師陣が国内トップクラスであったため、対象を全国としたところ、北海道から沖縄まで500機関に近い申し込みを受け、開催に至った。

再度オンライン会議を開催し、公的・民間問わず市内すべての社会福祉施設にご案内。本市の考える社会福祉施設間のネットワークや、まずは**「顔と顔の見える関係」を作りたい**旨、プレゼンを実施。

参画することによる災害時の支援のほか、平時における研修会や感染対応、災害対応に係る知識（便利ツールや実際の体験談等）が共有できることをPRすることで、事業者にメリットがあることを強調した。



ご賛同いただいた事業者

市内特別養護老人ホーム、老人保健施設、サービス付き高齢者住宅、
グループホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設等 計37団体（64施設）

※福祉避難所指定施設含む



宇和島市社会福祉施設 災害時相互応援協定書

第2条 応援が可能な事業所等（以下「応援施設」という。）は応援を必要とする事業所等（以下「受援施設」という。）に対し、通常の業務を妨げない範囲で次に掲げる応援を行うものとする。

- (1) 応援に必要な人材の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び生活支援に必要な場所の提供
- (4) 応援に必要な資機材（車両を含む）及び物資の提供
- (5) その他、特に要請のあったもの

協定締結後の8月5日（木）、施設内で感染事例が起こった市内事業所（協定締結済）に、収束までの2週間の振り返りをオンラインで行い、感染対応の情報共有を図った。

**平時における連携体制は災害時に生きる。
また災害をきっかけとした連携はその後の平時の
連携に生きる。**

宇和島市の福祉避難所の確保や直接の避難の取組（まとめ）①

宇和島市担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 平成30年7月豪雨は、宇和島市始まって以来の大規模災害となり、13名の尊い命が失われ衝撃を受けた。
- 福祉避難所が開設できなかった。原因は福祉避難所開設の流れや、福祉避難所における備えなどが具体化されていなかった。
- 被災後、行政と社会福祉施設との連携に着手し、対話をメインに行った。改めて「人とモノ」が必要であることを現場の生の声で認識した。
- 公的・民間を問わず市内全ての社会福祉施設に、社会福祉施設のネットワークや、顔と顔の見える関係をつくりたい旨のプレゼンを実施した。参画することによる災害時の支援のほか、平時においては研修会や感染対応、災害対応に係る知識が共有できることをPRし、事業者にもメリットがあることを強調しながら参画を促した。
趣旨に御賛同いただいた事業者、入所系・入居系の施設37団体(64施設)の事業者の方と7月13日に、災害時相互応援協定を締結した。
- 災害時相互応援協定の中には、応援に必要な人材、食糧や飲料水などの物資、そして一番肝心な場所もうたわれており、これにより、人・モノ・場所を補完していきたいと考えている。
- 社会福祉法人が持っている職員の派遣で、看護師さんやリハビリ技師さんなどのスキルを生かし切るボランティアの流れができていなかったので、ボランティアセンターで専門職を分けて、福祉避難所に充て込んでいく仕組みづくりの中で、社会福祉協議会と一緒に取組んでいきたいと思っている。

宇和島市の福祉避難所の確保や直接の避難の取組（まとめ）②

有識者のコメント

- 宇和島市と37団体（64施設）が令和3年7月に災害時相互応援協定を締結するに至るまでの対話を重視した進め方は参考になる。（形だけ協定を締結しても、協定の存在が忘却されるなど実効性に欠ける。）
- 福祉施設、現場担当者との対話は重要。特に現場に近いほど問題意識は高いと考えられるので、そのような方々から対話を進めていくというのは大事なポイント。
- 体制をつくるだけでなく、図上訓練などの場を設け実践することが重要。

Q & A（チャット等）

- | | |
|--------------------------|--|
| Q. 危機管理課とはどのように連携していますか？ | A. 平素、危機管理課が接点のないケマネジャーなど福祉関係者との連絡調整は高齢者福祉課が分担。福祉避難所の備蓄品は、危機管理課と高齢者福祉課との情報共有において、双方が保有している備蓄品で利用可能なものをピックアップし、不足の備蓄品等については高齢者福祉課が調達し福祉施設へ必要に応じて提供。 |
|--------------------------|--|

宇和島市社会福祉施設等災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、宇和島市内の社会福祉施設等において、火災又は震災及び風水害による災害並びに感染症等(以下「災害等」という。)が発生し、自らによる利用者に対する支援機能の維持が困難な事業所等に対して、当該機能の補完を目的とした相互応援を円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援が可能な事業所等(以下「応援施設」という。)は応援を必要とする事業所等(以下「受援施設」という。)に対し、通常の業務を妨げない範囲で次に掲げる応援を行うものとする。

- (1) 応援に必要な人材の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び生活支援に必要な場所の提供
- (4) 応援に必要な資機材(車両を含む)及び物資の提供
- (5) その他、特に要請のあったもの

(応援の体制)

第3条 この協定に定める施設等による災害が発生した場合、応援に関する連絡調整等を行う事務局を宇和島市保健福祉部高齢者福祉課に置く。

(応援の要請)

第4条 この協定による応援は協定を締結する事業所等からの要請によるものとし、その場合には次の事項を可能な限り明らかにし、前条に規定する事務局に文書(様式1)により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等による要請を可能とし、後で速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況(種類、発生日時等)
 - (2) 必要とする応援の内容
 - (3) 応援の場所及びその場所への経路
 - (4) 応援を必要とする期間
 - (5) その他必要事項
- 2 災害等の理由により、事務局が機能していない場合は、受援施設が直接応援施設に要請することも可能とする。この場合は、事務局の機能が回復した後に前項に規定する文書を事務局に提出するものとする。

(要請の連絡等)

第5条 前条の要請を受けたとき、事務局は速やかに応援施設に要請を受けた事項を文書(様式2)で連絡し、応援施設は要請内容に応じ、応援可能な事項を文書(様式3)で事務局に報告するものとする。

(応援計画)

第6条 事務局は、受援施設からの要請事項と応援施設からの応援可能事項をもとに相互応援に関する需給調整を行い、これにかかる応援計画を作成し、受援施設及び応援施設に文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等による通知を可能とし、後で文書により通知するものとする。

2 応援施設は、応援計画に基づき最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

(自主応援)

第7条 施設等は、災害等が発生し通信の途絶等により被災地域との連絡が取れない場合で自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第4条による受援施設からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第4条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(応援費用の負担)

第8条 応援に要した費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員に係る費用は応援施設が負担し、勤務または公務扱いとする。ただし、感染症等の発生による応援職員の派遣に関して応援施設と受援施設等で出向契約等を締結する場合は、当該契約によるものとする。
- (2) 応援施設から受援施設に提供された物資(以下「応援物資」という。)に係る費用は、受援施設が負担する。ただし、受援施設に届けるための経費については応援施設が負担する。
- (3) 前項の応援物資に係る受援施設の費用弁済の方法は、現物による返済を認める等を含め、応援施設と受援施設の双方の協議によるものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか費用負担等に関し必要な事項は、応援施設と受援施設が協議の上、決定するものとする。

(応援の対象)

第9条 協定による応援の対象は、本協定の記名・押印の事業者及び別紙協定対象事業所一覧に記載する事業所とする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第10条 施設等は、この協定の実施にあたり、知り得た秘密又は個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(賠償責任)

第11条 応援施設の職員が応援業務により被った損害は、受援施設に過失がない場合、業務中の損害として応援施設がその賠償の責めを負うものとする。ただし、受援施設と応援施設との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 感染症等が発生した場合においては、受援施設が感染予防に関する物資を応援職員に支給または貸与するなど安全性を十分確保しなければならない。これを怠り、応援職員に感染症が発生した場合は受援施設がその責めを負うものとする。

3 応援施設の職員が業務上第三者に損害を与えた場合(その損害が受援施設と応援施設との往復途上に生じた場合を除く。)は、受援施設がその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援施設の職員の故意または重大な過失によって、第三者に過失を与えた場合は、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、応援施設と受援施設の協議の結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

(その他)

第12条 この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、令和3年〇〇月〇〇日から適用する。

この協定の締結を証するため、事業所等代表者の記名・押印により本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和3年〇月〇日

住 所 宇和島市曙町1番地

名 称 宇和島市

代表者名 市長 岡原 文彰

住 所 宇和島市〇〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

令和3年6月現在

協定対象事業所一覧

(別紙)

法人等	施設数	開設者名	事業所名	事業所住所	事業所電話
1	1	愛媛物産株式会社	クアホーム なごみ荘	宇和島市高串1番耕地424	0895-24-0753
2	2	医療法人 雄友会	グループホーム よしの里	宇和島市吉田町魚棚20番地5	0895-52-3511
3	3	一般社団法人モクアサポートゆらり	ナーシングホーム ゆらり	宇和島市宮下甲853番地1	0895-28-6810
4	4	宇和島市	宇和島市介護老人保健施設 オレンジ荘	宇和島市吉田町北小路184番地3	0895-52-3151
	5		宇和島市介護老人保健施設 ふれあい荘	宇和島市津島町岩松甲39番1	0895-20-8008
5	6	宇和島地区広域事務組合	光栄園	宇和島市保田甲806	0895-27-0173
	7		湯乃香荘	宇和島市津島町山財5861番地	0895-32-1611
	8		美沼荘	宇和島市三股町宮野下129	0895-58-2211
	9		寿楽荘	宇和島市保田甲798番地	0895-49-2828
6	10	宇和島地区広域事務組合(社協)	愛生寮	宇和島市吉田町立間 灰甲495番地7	0895-52-7171
7	11	株式会社 エフォート	サービス付き住宅 きずな 二番館	宇和島市宮下宇田川甲1535 番42、宇和島乙120番2	0895-25-5130
	12		サービス付き住宅 きずな	宇和島市宮下甲1535-60	0895-25-5130
8	13	株式会社 穂波	グループホーム 穂の里	宇和島市穂原甲138番地1	0895-23-5858
9	14	株式会社 あけぼの	住宅型有料老人ホーム あいゆ	宇和島市三股町黒井地1594 番地11	0896-58-1120
	15		住宅型有料老人ホーム くるみ	宇和島市三股町黒井地1594 -11	0895-20-7122
10	16	株式会社 エンエンタープライズ	住宅型有料老人ホーム すこやか	宇和島市栄町港2丁目4番16号	0895-28-6633
11	17	株式会社 みずき	みずき付高齢者向け住宅 つきじ	宇和島市築地町1丁目503-1	0895-28-6535
	18		みずき付高齢者向け住宅 うわじま	宇和島市高串宇丁田1番耕地614-1	0895-52-2253
12	19	株式会社 愛ワエルネス	愛ワエルネス 丸穂	宇和島市丸穂町1丁目9番10号	0895-25-5138
13	20	株式会社 緑	住宅型有料老人ホーム こころ	宇和島市三股町追目1048・1052	0895-20-7006
14	21	株式会社 希望	有料老人ホーム 愛顔	宇和島市津島町高田甲2016-1	0895-27-4614
	22		サービス付き高齢者向け住宅 愛顔	宇和島市津島町川甲1179番7	0895-32-1900
15	23	合同会社 望	サービス付き高齢者向け住宅 なでしこ	宇和島市伊吹町甲367-1	0895-22-6602
16	24	合同会社 MK&K	住宅型有料老人ホーム みらく	宇和島市杜吉町621-1	0895-28-6006
17	25	合同会社 ひより	サービス付き高齢者向け住宅 栗師谷ひより	宇和島市川内字栗木郷甲2530-1、2530-2	0895-27-1866
18	26	社会福祉法人 宇和島市民共済会	いこい	宇和島市和豊元町1丁目5-27	0895-22-0203
19	27	社会福祉法人 吾子苑	短期入所施設サンランド	宇和島市吉田町立間灰甲727番地1	0895-20-2711
	28		サンランド	宇和島市吉田町立間灰甲727番地1	0895-20-2711
	29		有料高齢者住宅「人と・・・」	宇和島市恵美須町2丁目2-6	0895-22-3320
20	30	社会福祉法人 愛心会	短期入所施設 あさひ苑	宇和島市三浦西4979番地	0895-30-2707
	31		特別養護老人ホーム あさひ苑	宇和島市三浦西4979番地	0895-30-2707
21	32	社会福祉法人 正和会	グループホーム のぞみ・ささえ	宇和島市保田甲1932番地2	0895-20-3280
	33		社会福祉法人正和会グループホームやすらぎ	宇和島市給95番地3	0895-22-6655
	34		介護老人保健施設やすらぎの杜	宇和島市保田甲1932番地2	0895-27-3611
22	35	社会福祉法人 雄美会	指定短期入所生活介護事業所白浦西荘	宇和島市吉田町白浦3番地2	0895-52-0203
	36		白浦西荘	宇和島市吉田町白浦3-2	0895-52-0203
23	37	社会福祉法人 愛生福祉会	ショートステイ事業所 祝の郷	宇和島市祝森甲2407番地	0895-27-1165
	38		特別養護老人ホーム 祝の郷	宇和島市祝森甲2407番地	0895-27-1165

(参考資料) 宇和島市社会福祉施設等災害時相互応援協定書

宇和島市⑬

令和 3 年 6 月現在

協定対象事業所一覧

(別紙)

法人等	施設数	開設者名	事業所名	事業所住所	事業所電話
1	1	愛媛物産株式会社	ケアホーム なごみ荘	宇和島市高串1番耕地424	0895-24-0753
2	2	医療法人 雄友会	グループホーム よしの里	宇和島市吉田町魚棚20番地5	0895-52-3511
3	3	一般社団法人在宅ケアサポートゆかり	ナーシングホーム ゆかり	宇和島市宮下甲853番地1	0895-28-6810
4	4	宇和島市	宇和島市介護老人保健施設 オレンジ荘	宇和島市吉田町北小路184番地3	0895-52-3151
	5		宇和島市介護老人保健施設 ふれあい荘	宇和島市津島町岩松甲39番1	0895-20-8008
5	6	宇和島地区広域事務組合	光栄園	宇和島市保田甲8 0 6	0895-27-0173
	7		湯乃香荘	宇和島市津島町山財5861番地	0895-32-1611
	8		美沼荘	宇和島市三箇町宮野下1 2 9	0895-58-2211
	9		寿楽荘	宇和島市保田甲798番 地	0895-49-2828
6	10	宇和島地区広域事務組合(社協)	愛生寮	宇和島市吉田町立間 庚甲495番地7	0895-52-7171
7	11	株式会社 エフォート	サービス付き住宅 きずな 二番館	宇和島市宮下甲別館甲1535 番62、乙番地乙120番2	0895-25-5130
	12		サービス付き住宅 きずな	宇和島市宮下甲1535-60	0895-25-5130
8	13	株式会社 穂波	グループホーム 柿の里	宇和島市柿原甲1 3 8番地 1	0895-23-5858
9	14	株式会社 あけぼの	住宅型有料老人ホーム あいか	宇和島市三箇町黒井地1594 番地11	0896-58-1120
	15		住宅型有料老人ホーム くるみ	宇和島市三箇町黒井地1594 -11	0895-20-7122
10	16	株式会社 エンエンタープライズ	住宅型有料老人ホーム すこやか	宇和島市栄町港2丁目4番 16号	0895-28-6633
11	17	株式会社 みずき	みずき付高齢者住宅 つきじ	宇和島市築地町1丁目503- 1	0895-28-6535
	18		みずき付高齢者住宅 うわじま	宇和島市高串甲宇丁田1番耕地614-1	0895-52-2253
12	19	株式会社 愛ワエルネス	愛ワエルネス 丸穂	宇和島市丸穂町1丁目9番10 号	0895-25-5138
13	20	株式会社 緑	住宅型有料老人ホーム こころ	宇和島市三箇町追目1048・1052	0895-20-7006
14	21	株式会社 希望	有料老人ホーム 愛顔	宇和島市津島町高田甲 2016-1	0895-27-4614
	22		サービス付き高齢者向け住宅 愛顔	宇和島市栗川甲1179番7	0895-32-1900
15	23	合同会社 望	サービス付き高齢者向け住宅 なでしこ	宇和島市伊吹町甲367-1	0895-22-6602
16	24	合同会社 M K & K	住宅型有料老人ホーム みらく	宇和島市吉住町621-1	0895-28-6006
17	25	合同会社 ひより	サービス付き高齢者向け住宅 薬師谷ひより	宇和島市川内字栗木穂甲 2530-1、2530-2	0895-27-1866
18	26	社会福祉法人 宇和島市民共済会	いこい	宇和島市和盤元町1丁目5-27	0895-22-0203
19	27	社会福祉法人 吾子苑	短期入所施設サンランド	宇和島市吉田町立間庚甲727番地1	0895-20-2711
	28		サンランド	宇和島市吉田町立間庚甲727番地1	0895-20-2711
	29		有料高齢者住宅「人と・・・」	宇和島市恵美須町2丁目2- 6	0895-22-3320
20	30	社会福祉法人 愛心会	短期入所施設 あさひ苑	宇和島市三浦西4979番地	0895-30-2707
	31		特別養護老人ホーム あさひ苑	宇和島市三浦西4979番地	0895-30-2707
21	32	社会福祉法人 正和会	グループホーム のぞみ・ささえ	宇和島市保田甲1 9 3 2番地 2	0895-20-3280
	33		社会福祉法人正和会グループホームやすらぎ	宇和島市鈴 9 5番地 3	0895-22-6655
	34		介護老人保健施設やすらぎの杜	宇和島市保田甲1 9 3 2番地 2	0895-27-3611
22	35	社会福祉法人 雄美会	指定短期入所生活介護事業所白濁菫荘	宇和島市吉田町白濁 3番地 2	0895-52-0203
	36		白濁菫荘	宇和島市吉田町白濁 3- 2	0895-52-0203
23	37	社会福祉法人 愛生福祉会	ショートステイ事業所 祝の郷	宇和島市祝森甲2407番地	0895-27-1165
	38		特別養護老人ホーム 祝の郷	宇和島市祝森甲2407番地	0895-27-1165

令和 3 年 6 月現在

協定対象事業所一覧

(別紙)

法人等	施設数	開設者名	事業所名	事業所住所	事業所電話
24	39	特定非営利活動法人 花園	有料老人ホーム 蓮家	宇和島市津島町高田丙70番	0895-32-5085
25	40	独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島市民病院介護老人保健施設	宇和島市寛古町1丁目2番 2 0号	0895-24-7111
26	41	有限会社 アボトライ	グループホーム ラパール	宇和島市柿原甲1350番地1	0895-49-3682
	42		サービス付き高齢者向け住宅 ラパール恵美須	宇和島市恵美須町一丁目 309番	0895-22-0085
27	43	有限会社 ケアサポートさくら	グループホーム あかり	宇和島市丸穂甲 9 3 7番地 1 5	0895-20-1255
	44		グループホーム しおり	宇和島市丸穂甲937番地15	0895-28-6627
28	45	有限会社 エンジェルハウス	グループホーム 紙ふうせん	宇和島市三箇町成家845番地	0895-20-7576
	46		住宅型有料老人ホーム 紙 ひこうき	宇和島市三箇町戸瀬604番2	0895-20-7373
29	47	有限会社 ケアサポートゆずりは	グループホーム薬師谷マナー	宇和島市川内甲2101番地	0895-20-3835
	48		ゆとりの家ゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地47	0895-27-1873
	49		有料老人ホーム たかぐし	宇和島市高串3番耕地440-4	0895-65-9915
	50		有料老人ホーム たかぐし別館	宇和島市高串3番耕地433- 1	0895-65-9915
	51		サービス付き高齢者賃貸住宅 ふるさと	宇和島市祝森甲1136番5	0895-27-1873
30	52		サービス付き高齢者賃貸住宅 たかぐし	宇和島市高串3番耕地434-1	0895-27-1873
31	53	有限会社 ケアステーションますほ	ますほの里	宇和島市津島町高田甲2920-1	0895-20-8110
	54		住宅型有料老人ホーム ますほの里	宇和島市津島町高田甲2920-1	0895-20-8110
31	55	有限会社 ケアステーション悠友	サービス付き高齢者向け住宅 凜と	宇和島市本町追手二丁目1- 10	0895-25-1705
32	56	有限会社 ジャングル	有料老人ホーム ゆずの家	宇和島市新町2-2-11	0895-26-5011
33	57	有限会社 ひだまりの会	グループホーム いぶき	宇和島市伊吹町1368番地3	0895-24-7221
	58		住宅型有料老人ホーム ながぼり	宇和島市長堤 3丁目8番 6号	0895-23-3128
34	59	有限会社 三幸	グループホーム つしま	宇和島市津島町高田甲83の1	0895-32-3158
	60		ワエル つしま	宇和島市津島町高田 2 4 4 8番地 3	0895-32-2131
35	61	株式会社 ハーブ	あん 宇和島	宇和島市中沢町1丁目81-1	0895-20-1213
36	62	社会福祉法人 はまゆう会	はまゆうホーム	宇和島市伊吹町甲938番地	0895-25-7708
37	63	社会福祉法人 宇和島福祉協会	障害者支援施設 豊正園	宇和島市三浦東 4 1 2 2番地 4	0895-29-0061
	64		きさいやホーム	宇和島市御幸町1丁目2番8号	0895-28-7090

様式 1

災害【応援要請】連絡票

年 月 日： 時 分 発信

宇和島市 高齢者福祉課 宛
(FAX：0895-24-1126)

受援法人名： _____

担 当 者 名： _____

連 絡 先： _____

宇和島市内で発生した災害等に関して、災害時相互応援協定第4条第1項に基づき、応援を要請したいので、以下のとおり連絡します。

☐被害の状況

発生した災害種類	☐ 地震 ☐ 風水害 ☐ 土砂災害 ☐ その他（ ）
災害発生の時期	年 月 日： 時頃
被害状況 (被害の程度など)	

☐必要な人材の派遣

職 種	人数	主な業務内容	期 間 (予定)

☐食糧、飲料水及び生活必需品の提供

内 容 (品名等) 職種	数量

☐避難及び生活支援に必要な場所の提供

内 容 (名称、住所、受入希望人数等)	箇所数

☐必要な資機材（車両含む）及び物資の提供

内 容 (品名等)	数量

☐応援の場所及びその場所への経路

場 所	名 称	
	住 所	〒 -
	TEL/FAX	- - / - -

☐その他の必要な連絡事項等

--

様式 2

災害【要応援事項】連絡票

年 月 日： 時 分 発信

応援法人 御中

宇和島市 高齢者福祉課

宇和島市内で発生した災害等により、災害時相互応援協定第4条第1項に基づく応援の要請がありましたので、当該要請事項を以下のとおり連絡します。

☐要請のあった法人（受援法人）

法 人 名	被 災 施 設 (被害状況等)

☐必要な人材の派遣

職 種	人数	主な業務内容	期 間 (予定)

☐食糧、飲料水及び生活必需品の提供

内 容 (品名等)	数量

☐避難及び生活支援に必要な場所の提供

内 容 (名称、住所、受入希望人数等)	箇所数

☐必要な資機材（車両含む）及び物資の提供

内 容 (品名等)	数量

☐応援の場所及びその場所への経路

場 所	名 称	
	住 所	〒 -
	TEL/FAX	- - / - -

☐その他の必要な連絡事項等

--

様式 3

災害【応援可能事項】連絡票

年 月 日： 時 分 発信

宇和島市 高齢者福祉課 宛
(FAX 0895-24-1126)

法人名：_____

担当者名：_____

連絡先：_____

年 月 日付けで、貴事務局から連絡のありました応援要請事項について、当法人として応援可能な事項を以下のとおり報告します。

☐ 派遣職員

別紙「派遣職員名簿」のとおり

☐ 食糧、飲料水及び生活必需品の提供

内容（品名等）	数 量	提供可能日

☐ 避難及び生活支援に必要な場所の提供

内容（名称、住所、受入人数等）	箇所数	提供可能日

☐ 資機材（車両含む）及び物資の提供

内容（品名等）	数 量	提供可能日

☐ その他必要な連絡事項等

- 毎月15日に「生き生き うわじまLIFE」での入力訓練を実施。
(福祉避難所に指定してある施設)
- 訓練計画書により【想定】の設定を行う
(毎回状況を変えています)
- 訓練モードに切り替え、発災想定時刻以降に各施設より状況を入力していただく。
- 時間をおいて入力のない場合は確認の連絡をし、入力していただく。
- 訓練後は報告書により反省点を検証しています。
- 操作方法等について、高齢者福祉課全職員が対応できるように、訓練は2名1組を毎月交代により実施しています。

第 回 福祉避難所情報入力訓練 計画書

令和 3 年 7 月 13 日

1. 開催概要

開催目的	第 回 福祉避難所情報入力訓練
開催日時	令和 3 年 7 月 15 日 (木) 13:30~14:00 (予定)
開催場所	高齢者福祉課内
出席	高齢者福祉課: ○○・○○

2. 計画内容

訓練内容	＜目的＞
	① 定期訓練の開催により各施設職員をはじめ市職員の意識づけを高める。
	② 福祉避難所及び災害時緊急データベースの概要を理解し、操作方法を覚える。
	③ みさいやネットの概要を理解し、基本操作方法を覚える。
	＜訓練の流れ＞
	【想定】伊予灘を震源とする震度 6 強の地震が発生、津波の恐れなし。 高齢者福祉課へ○○と○○が到着。直後役職者への連絡を試みるも回線が不通。先着職員の判断で災害時緊急データベースを入力モードへ切替え、各施設からの入力受付を開始。未入力施設へ電話連絡し訓練終了。
	13:25 【想定】伊予灘を震源とする震度 6 強の地震発生、津波の恐れなし。
訓練内容	13:28 (想定) 市役所付近にいた職員 2 名 (○○・○○) が高齢者福祉課へ到着。係長以上の上司と連絡つかず。パソコン 1 台の稼働を確認。
	13:30 ○○がパソコンを操作し災害時緊急データベースを入力モードへ変更。
	13:50 未入力施設へ電話連絡。
	14:00 災害時緊急データベースを通常モードへ切替て、訓練終了。
	終了後 デブリーフィング
その他	

以上

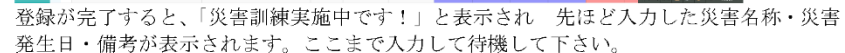
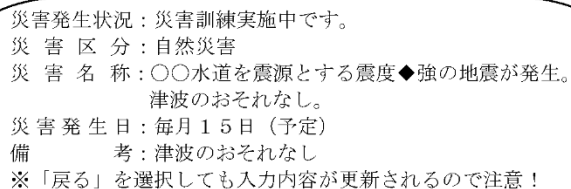
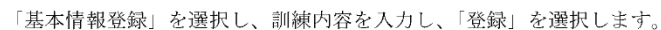
福祉避難所情報入力訓練方法

宇和島市ホームページの検索欄に「生き活きうわじまLife」と入力し下記のホームページが表示されたら訓練時の ID、PW を入力しログインしてください。

訓練時
ID: ○○○
PW: ○○○

災害時
ID: ○○○
PW: ○○○

ログイン後「専門職のみなさま」の中の「災害時緊急データベース」を選択します。

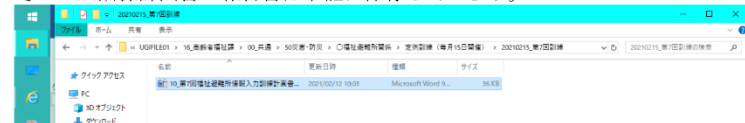


訓練予定時刻を過ぎると施設が各自入力します。定期的にホームページを更新し入力を確認してください。(更新しないと反映されませんのでご注意ください。)

13:50過ぎを目安に未入力施設へ電話連絡し入力を依頼します。

全ての施設が入力を完了したら、訓練終了です。
入力が反映された画面コピーを保存し、入力モードから通常モードへ切り替えてください。

そのほか訓練計画書・報告書は下記に保存しています。



第 回 福祉避難所情報入力訓練 報告書

令和 3 年 7 月 15 日

1. 開催概要

開催目的	第 回 福祉避難所情報入力訓練
開催日時	令和 3 年 7 月 15 日 13 : 30 ~ 14 : 03
開催場所	高齢者福祉課内
出席	高齢者福祉課 : ○○主任、○○主任

2. 実施内容

訓練内容	< 目的 > ① 定期訓練の開催により各施設職員をはじめ市職員の意識づけを高める。 ② 福祉避難所及び災害時緊急データベースの概要を理解し、操作方法を覚える。 _____ < 内容 > 13 : 30 訓練開始 〔 想定 : 伊予灘を震源とする震度 6 強の地震発生 津波の恐れなし 〕 13 : 30 ○○が自席 P C にて災害時緊急データベースを訓練モードへ変更。 13 : 50 未入力施設 (5 事業所) へ電話連絡。 14 : 00 電話連絡を行った未入力事業所を含め、予定施設全ての入力を確認。 14 : 03 災害時緊急データベースを通常モードへ切替えて訓練終了。 _____ 終了後 デブリーフィング
	訓練開始から 20 分経過した時点で 5 施設の入力がなかった (5 件とも失念) ため、電話連絡を行った。 入力方法等についての問い合わせはなかったため、施設での引継ぎは概ねできていると考える。 未入力施設は 5 件で先月と同数だった (2 件が前回と同じ施設、3 件は別施設) 。メールでの事前周知の時期について今後検証していく。 今後も「訓練開始」声かけにより訓練モードに気持ちを切り替えることと、来月は全ての施設が失念することなく訓練が実施できるよう努めたい。

以 上

「庁内・庁外との連携」に関する取組事例

～その他のモデル団体における個別避難計画の作成への取組の体制～

茨城県常総市・兵庫県宝塚市・広島県広島市

※ 第2回ノウハウ共有ミーティングにおいて、取組を紹介いただいたモデル団体（古河市・茅ヶ崎市・福知山市）以外の団体からも「庁内・庁外との連携」に関して発言をいただいたことから、コメントのポイントと、第1回ノウハウ共有ミーティングの際に共有いただいた資料のうち関係するスライドを採録しています。

常総市・宝塚市・広島市の庁内・庁外との連携の取組（まとめ）①

第2回ノウハウ共有ミーティングにおいて、取組を紹介いただいたモデル団体（古河市・茅ヶ崎市・福知山市）以外の団体からも「庁内・庁外との連携」に関して発言をいただいたことから、コメントのポイントと、第1回ノウハウ共有ミーティングの際に共有いただいた資料のうち関係するスライドを採録しています。

常総市担当者のコメント

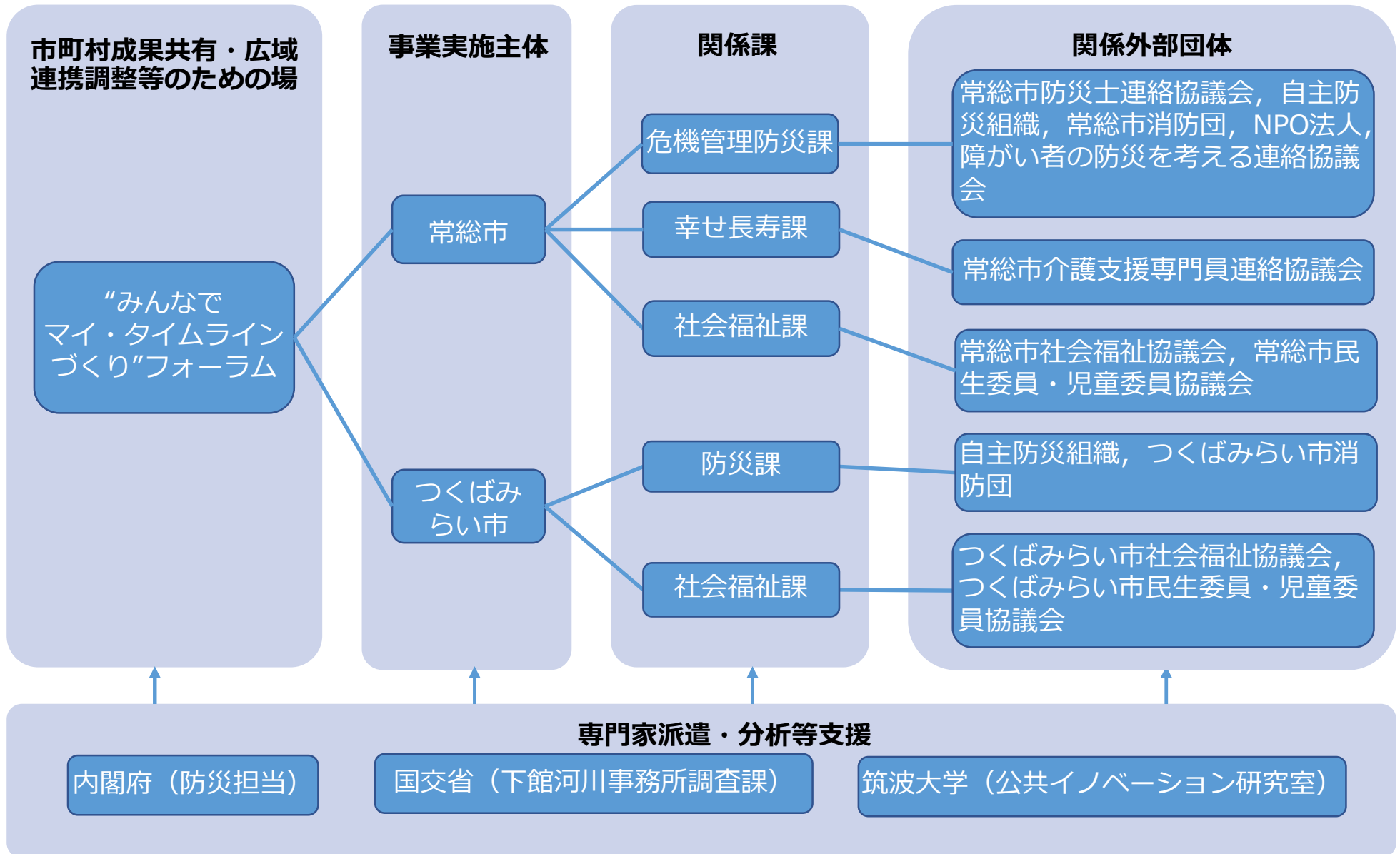
- 常総市については、今のところ防災主導で動いている。一方、ケアマネジャーと顔の見える関係があるのは福祉部局なので、福祉部局の関与が高まりつつあるが、それは防災から積極的に声かけをすることにより、関与してもらっているというところが正直なところ。
- 常総市は、つくばみらい市と共に連携して取組を進めている。常総市については、水害に遭った際に広域避難を実施しているので、この面でのノウハウも含めて個別避難計画についても広域的に取り組むことがプラスになると考え、つくばみらい市と共に個別避難計画に取り組んでいる。
- マイ・タイムラインについては、つくばみらい市もノウハウを有しているので、共に意見交換しながら取り組むことによって実効的な取組となることが期待される。

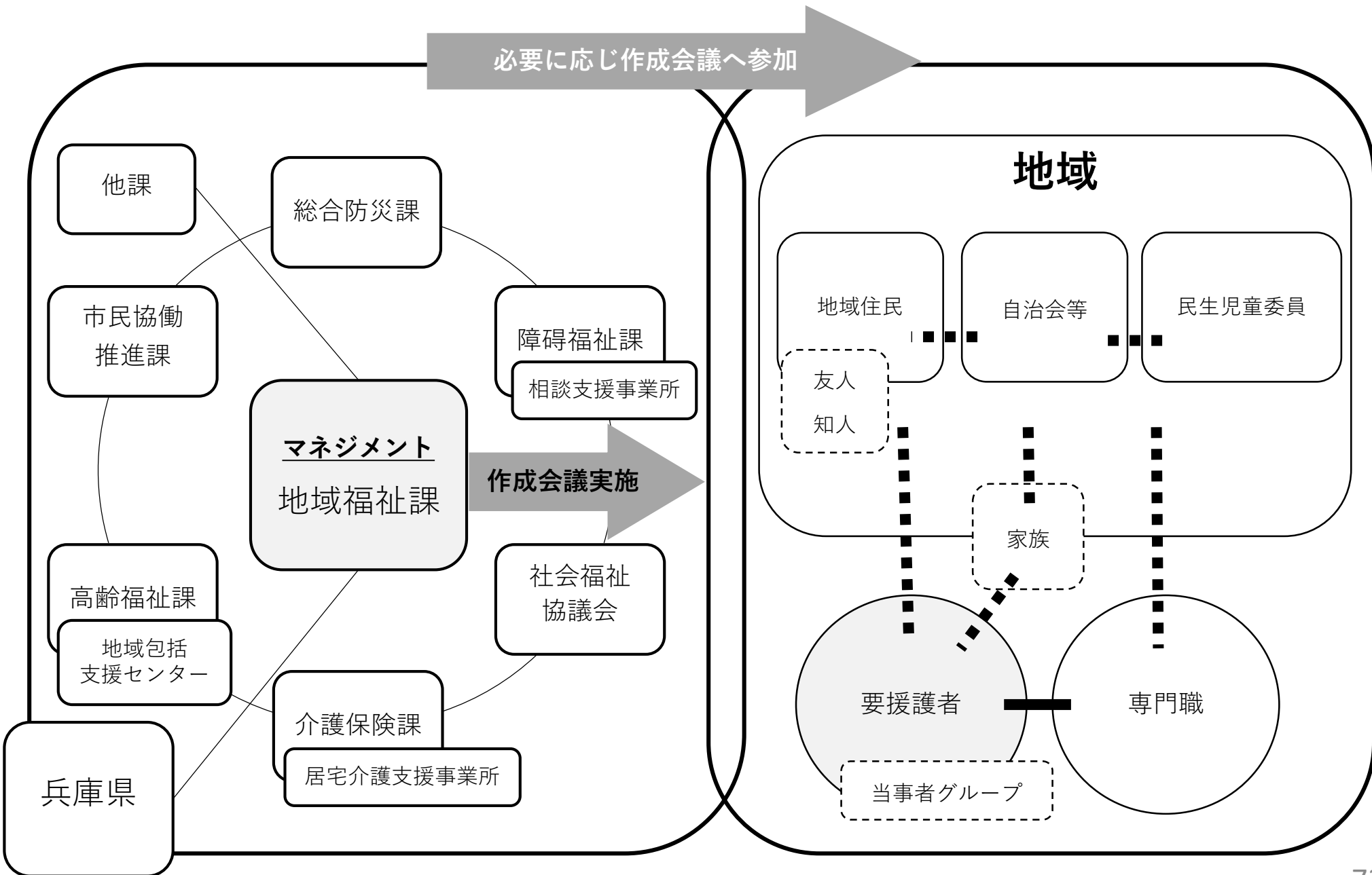
宝塚市担当者のコメント

- モデル事業の主担当者は、地域福祉課に所属しており、地域の会議に出席する頻度が高く、そこからのつながりでケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員、自治会とのつながりができた。
- 危機管理部局と福祉部局は庁内での連携ができており、地域の防災関係の会議に両部局が出席している。また、協議の場に同席することも良くある。広報においても連携している。
- 主担当者（福祉）が、枠を意識せず、庁内外も問わず、必要な情報や能力を持っている方に声をかけ、無理のない範囲で参加・協力いただくようにしている。

広島市担当者のコメント

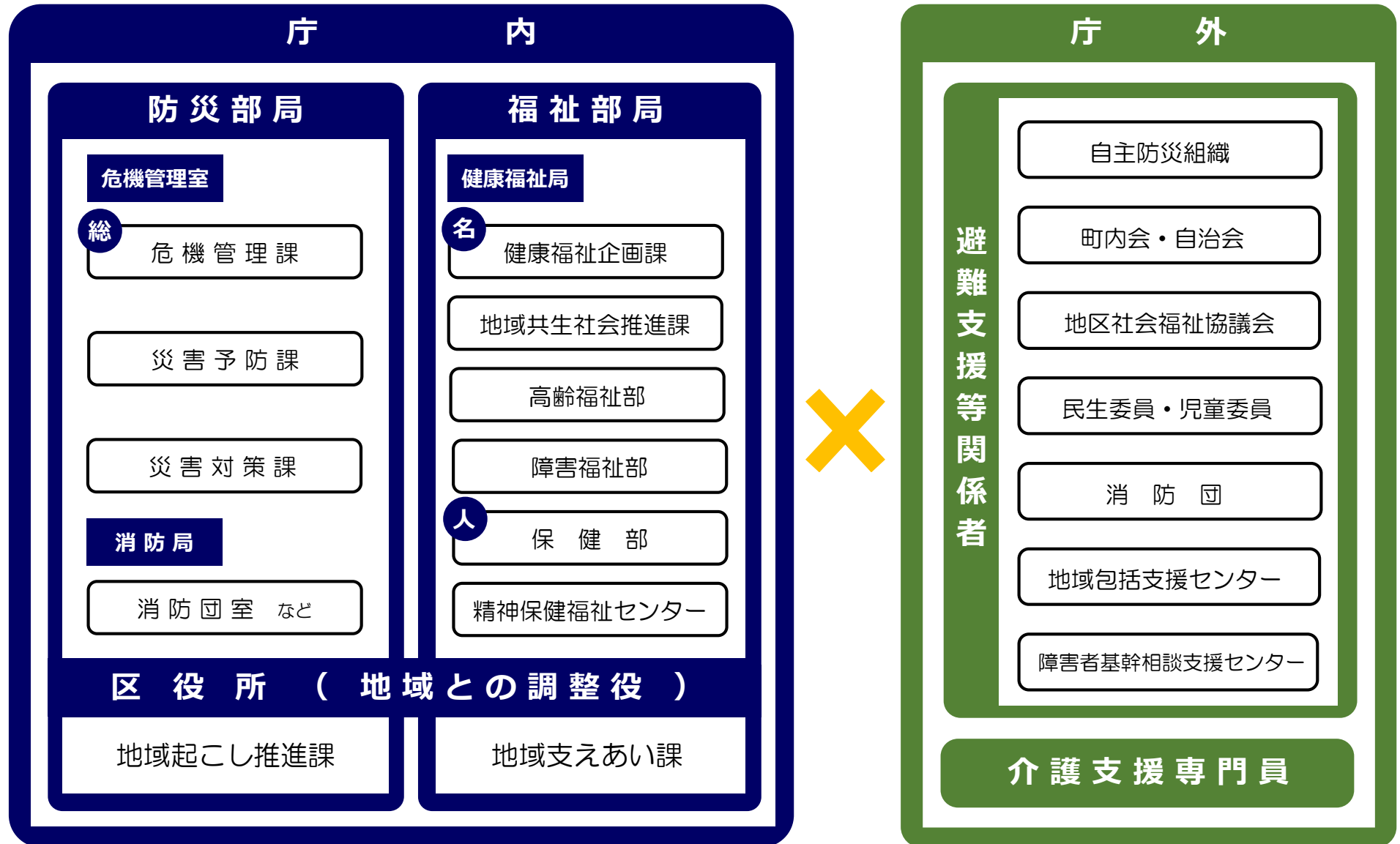
- 平成26年8月20日広島市土砂災害を契機として平成27年度に危機管理室が創設されたことに伴い、避難行動要支援者避難支援事業の一部が福祉部局から危機管理室に移管された。
- 庁内連携については、健康福祉企画課が高齢福祉部及び障害福祉部等と連携して要支援者名簿を作成し、当該名簿の提供を受けた危機管理課が関係課と連携して個別避難計画の作成に取り組んでいる。
- 防災部局と福祉部局の連携を図るため、年に4回程度、区役所地域起こし推進課及び地域支えあい課を対象とした担当者会議を危機管理課が開催。
- 庁外連携については、区役所の地域起こし推進課及び地域支えあい課が避難支援等関係者との調整役を担っており、毎年度当初の各団体の会合において、同意者リストを提供するとともに、地域における避難支援の協力についてお願いしている。





1. 個別避難計画の作成への取組の体制について

広島市



総 事業全体の総括 名 名簿作成所管課 人 常時人工呼吸器装着患者の個別避難計画作成

個別避難計画作成における福祉避難所への直接避難の検討状況 (モデル団体等の取組の概要)

個別避難計画作成における福祉避難所への直接避難の検討状況（モデル団体等の取組の概要）

※各モデル団体等への質問に対する回答を大まかに整理したもの。（未回答のモデル団体等は2団体）

①福祉避難所への直接避難を行う内容の個別避難計画作成しようとしているか

- ・作成している（2団体）、作成する方向で検討中（12団体）、検討中（4団体）、直接避難を予定していない（3団体）※、検討に未着手（10団体）
- ※ハザードの状況から難しいと判断しているが、例外的に医療的ケア児について今後検討予定の自治体（1団体）

②避難希望者と受入施設との調整プロセスの大まかな流れ

- ・個別避難計画の作成時に個別に調整。
- ・要支援者が避難する避難先について、受け入れる要支援者の一定の基準等を整理
- ・福祉避難所となる施設の施設長が、町内の福祉避難所協議会の委員であり調整可能
- ・福祉避難所への避難が必要な要支援者の振り分けを本年度中に実施
- ・個別避難計画の作成後に、避難訓練を実施する際に調整予定
- ・本人から申出がある場合、区役所が施設と調整し、対応可能な場合には受入れを実施

③計画作成にあたり受入施設との調整における課題・解決方策

- ・現時点では施設との調整ができていないため課題が不明。
- ・実地地域と以前から協力体制ができており、養護老人ホームを有する施設で市の福祉部局と日頃からつながりがあるためスムーズに調整できた。市内全域の施設に、アンケートに避難支援に対する考えを書いてもらい、聞き取りまで行った
- ・平素関わりがない場合、施設・本人ともに困難があるため、平素から関わりのある施設に受入れ可能か確認し、可能な場合には協定を締結することを想定
- ・福祉避難所開設時の費用（人件費等）、コロナ禍で受け入れできるかが課題

個別避難計画の作成に係る支援策等

- 個別避難計画の作成に係る財政措置、支援策等
- 個別避難計画に係る地方交付税措置について
- 個別避難計画作成モデル事業（概要）
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組支援等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について [内閣府参事官（避難生活担当）・厚生労働省担当課連名事務連絡]

個別避難計画の作成に係る財政措置、支援策等

○令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税措置

→作成には福祉専門職の参画も想定している。作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要すると想定

○作成手順などを明示した具体的な取組指針の提示

→「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改定)

※福祉避難所については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(令和3年5月改定)

○優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施(令和3年度内閣府予算事業)

→市町村事業 個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業(計34団体)注)特別区も市町村事業の対象となる

都道府県事業 管内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展開をすることなどに取り組む都道府県の事業(計18団体)

○活用の可能性がある既存の補助制度(※)の紹介・周知

→防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金は、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある

※「個別避難計画作成等への支援策等について(周知)」令和3年6月22日付け内閣府・厚生労働省関係課室連名の事務連絡

○介護・障害福祉サービス事業者における業務継続計画(BCP)作成の義務化

→避難行動要支援者の避難支援・避難生活等に関する取組と、BCPの取組の連携

※「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について」令和3年7月6日付け内閣府・厚生労働省関係課室連名の事務連絡

個別避難計画に係る地方交付税措置について①

- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

この個別避難計画の作成の経費については、令和3年度において、新たに地方交付税措置を講じることとされています。

今般、一般財団法人地方財務協会（<http://www.chihou-zaimu.com/>）から地方財政の計画的運営の手引として発行された「令和3年度地方交付税制度解説（単位費用編）」において、個別避難計画に係る単位費用（標準的条件を備えた地方団体（人口10万人）が避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成する場合に要する経費）に関して、次のとおり紹介されています。

第三 行政事務内容（P.238（抄））

2 総務費

（5）防災諸費

市町村防災会議の運営、市町村地域防災計画、避難行動要支援者

第六 単位費用算定の基礎（P.240（抄））

2 総務費

（5）防災諸費

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成経費 2百万円

個別避難計画に係る地方交付税措置について②

○ 地方交付税による財政措置は、次のように説明されています。

$$\text{「地方交付税」} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

※算定されている「基準財政需要額」と同額が「地方交付税」として地方に交付されているものではありません

※基準財政需要額＝単位費用×測定単位×補正係数

【単位費用】 標準的条件を備えた地方団体が合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等に要する経費

【測定単位】 各費目ごとの財政需要を表すのに最も適切と考えられる尺度もしくは指標

【補正係数】 自然的・社会的条件の違いを反映させるために乗じる率

個別避難計画に係る地方交付税措置について③

（参考）個別避難計画の作成の財政措置に関する内閣府の考え方

- 個別避難計画の作成に当たっては、ハザードマップ上で危険な地域にお住まいの介護が必要な高齢者の方など、まずは優先度の高い避難行動用支援者について、おおむね5年程度で取り組んでいただくようお願いしています。
- 内閣府においては、個別避難計画に関し、現時点で優先度の高い避難行動要支援者は、約250万人と推計しており^{（注1）}、この方々に係る個別避難計画の作成経費は、先行事例等を踏まえ、一人あたり7千円程度^{（注2）}を要すると想定すると、全体で180億円程度要すると考えています。
 - （注1）算定にあたり、優先度の高い避難行動要支援者とは、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1・2級等を所持している方など、自ら避難することが困難な方のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方や、独居または夫婦二人暮らしの人などとしています。
 - （注2）作成費用は、これまでの事例等から福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費などを想定しています。
- こうした優先度の高い方について、市町村には、おおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えており、
 - ・ 年平均では、36億円程度
 - ・ 初年度令和3年度は、その半分の18億円程度を要すると見込んでいます。
- これらを踏まえ、令和3年度において、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講じることとされています。

個別避難計画作成モデル事業（概要）

- 令和3年度において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施。（事業を実施するモデル団体は、市町村事業34団体、都道府県事業18団体）

<内容>

1 モデル事業の実施（効果的・効率的なモデルの創出、展開）

モデル事業は、①市町村が実施する「市町村事業」（特別区も市町村事業の対象となる。）、②都道府県が①の市町村事業を支援する「都道府県事業」がある。

2 自治体間によるノウハウ共有の場の提供

定期的に①、②の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。

3 成果の普及（内閣府ポータルサイト立上げ、成果発表会の開催、報告書・事例集の作成など）

本業務で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書・事例集等により、全国の自治体に対する普及・啓発を行う予定。

①市町村事業・・・計34団体
個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業
（注：特別区も市町村事業の対象となる。）
②都道府県事業・・・計18団体
域内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展開することなどに取り組む都道府県の事業

< 1 - ①モデル事業応募の必須要件>

- (A) 市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。
※応募の際に都道府県の取組も合わせて提案する場合は、都道府県についても、防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。
(B) 地域の介護・福祉に関する職種団体等、庁外の関係者と連携した取組であること。
(C) 個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスを構築する取組であること。
(D) 個別避難計画を実際に作成すること。

<スケジュール>

日 程	内 容
令和3年5月～令和4年3月まで	事業実施期間
6月15日（火）	キックオフミーティング
6月30日（水）	合同研修会
7月以降	ノウハウ共有ミーティング
令和4年3月	成果発表会

< 1 - ②モデル事業における地域の実情に応じた取組例>

応募の必須要件に加え、地域の実情に応じた特色のある取組を行う。
（取組例）

- 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）の参画に関するもの
- 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）以外の関係者の参画に関するもの
- 優先度の高い方について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法等に関するもの
- 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの
- 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの
- 福祉避難所への直接避難に関するもの
- 特別支援学校に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
- 地区防災計画との連動に関するもの
- 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの
- 住民への周知・啓発や避難支援等実施者の確保に関するもの

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について [内閣府参事官（避難生活担当）・厚生労働省担当課連名事務連絡]

- 令和3年度介護報酬改定においては、災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスや障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続計画（BCP）の策定等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられました。
- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」も踏まえ、介護サービス事業者や障害福祉サービス等事業者は、平時から市町村の防災部局等関係者とも連携して災害発生時の避難先など利用者情報を予め把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取組を推進していくことが重要です。
- 令和3年7月6日付け標記の事務連絡（介護支援専門員協会及び相談支援専門員協会宛）において、事業者に対して以下取組への協力や参画をお願いしています。

平時における連携

個別避難計画の作成への参画

避難行動要支援者名簿及び
個別避難計画の共有
(→発災時の安否確認方法等の検討)

市町村の防災訓練との連携

発災時、又はおそれ段階における連携

事前に検討した方法に基づき、
利用者の安否確認を実施

避難所等（在宅避難を含む）に
においても必要な介護サービスや
障害福祉サービスを提供

福祉避難所に係る支援策等

- 福祉避難所における課題
- 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ
最終とりまとめ（概要）
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント（令和3年5月）
- 災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）（抄）
- 要配慮者が避難する指定福祉避難所・指定一般避難所の形態のイメージ
- 当面取り組んでいただきたい事項
- 緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

福祉避難所における課題①

指定福祉避難所数等

都道府県名	指定避難所数		確保している 福祉避難所数
		うち福祉避難所数	
全国合計	79,281	9,072	24,750

「避難所に関する調査」の結果から見える課題

- 福祉避難所を指定避難所として指定している自治体数は**1,036**、福祉避難所を確保している自治体数は**1,286**にとどまり、災害対策基本法に基づく指定が進んでいない

「避難所に関する調査」（令和元年10月1日現在）より －福祉避難所関係－

■福祉避難所の数

	自治体数	施設数
福祉避難所 （協定を締結するなどして確保しているものを含む）	1,286	20,594
上記のうち、指定避難所として指定されている福祉避難所	1,036	8,683

（調査対象は市町村（特別区を含む）1,741）

福祉避難所における課題②

○福祉避難所を指定避難所として指定するに至っていない主な理由では以下が挙げられている

「避難所に関する調査」（令和元年10月 1 日現在）より－福祉避難所関係－

■福祉避難所として確保している施設について、福祉避難所を指定避難所として指定するに至っていない主な理由
(回答された938の自由記述を集計)

主な理由	市町村数	主な理由	市町村数
○民間等の施設であるため	189	○福祉避難所が指定避難所としての指定基準を満たしていない	54
事業に支障のない範囲で協力するため	26	○災害時に開設できるか不確か	47
施設の利用状況により収容人数が変動するため	12	災害時に開設できるか不確か	43
発災時の施設の状況により判断	7	福祉施設であり入居者の対応が必要なため	42
速やかに受け入れ体制が整わない	2	施設の利用状況により収容人数が変動するため。一定の収容人数が確保できないため。	25
少数しか受け入れられない	2	災害発生後、施設が利用可能か確認が必要（浸水区域等）	7
責任が重くなり負担に感じるため	2	○福祉避難所名を公表していない	26
長期間の使用がはばかれる	2	○協定を結んだ福祉避難所は対象者を限定しているため	7
○受入体制等の確保が困難	105	○その他	
専門的な支援を行うための人員、受入体制の確保	72	二次避難所として想定しているため	4
指定できる施設がない	29	指定した福祉避難所の収容人数を超える場合に使用	2
必要な資機材が不足	16	指定した福祉避難所が使用できない場合に用いるため	1
○避難者の殺到が懸念等	96	福祉避難所（二次）が受入可能となるための福祉避難所（一次）であり、法定の福祉避難所の要件に合致しないと考えるため	1
一般の避難者が避難することが懸念	45		
直接避難されることが懸念	7		
避難所の開設前に避難することが懸念	3		

令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ(概要)

課題と背景

対応の方向性

避難行動要支援者名簿関係

- 避難行動要支援者名簿は、98.9%の市区町村で作成を完了しているが、真に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合がある。

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携。

個別計画関係

※ 避難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

- 過去の災害で高齢者や障害のある方が被害※を受けていることを踏まえれば、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、何らかの方策が必要である。

※過去の災害における高齢者の死者の割合

・令和2年7月豪雨	約79%	※65歳以上
(うち熊本県)	約85%	
・令和元年台風第19号	約65%	※65歳以上
・平成30年7月豪雨	約70%	※愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60代以上
(うち市町村別死者数最大の倉敷市真備町)	約80%	※70歳以上

- 個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要となる。

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。

- 市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定。

- 災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。並行して、本人(状況により、家族や地域)が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。

- 人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。

福祉避難所等関係

- 平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。
- また、要配慮者の避難先となるべき福祉避難所など福祉的な支援を受けられる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない。

- 個別計画の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。

- 福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進。

- 小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。

地区防災計画関係

- 地区防災計画は、地域のコミュニティレベルでの避難行動に大きく貢献するとともに、避難行動要支援者の把握や避難の呼びかけなどを通じて、個別計画を実践する上でも大変重要な役割を果たすことが期待される。
- 地区防災計画の普及について、地区住民等が計画素案を作成する際に、地区住民等の機運を高め、助言・誘導できるような計画作成支援者(地域での防災関係の有識者、市区町村職員など)が不足していることが課題である。

- 事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。

- 個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない（令和2年現在9,072箇所） 等

改定の趣旨

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する

主な改定内容（記載の追加）

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

- ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
 - ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
 - ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載
- 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る

○指定福祉避難所への直接の避難の促進

- ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
- 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する

○避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

- ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
- ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う

○緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化

※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）（抄）

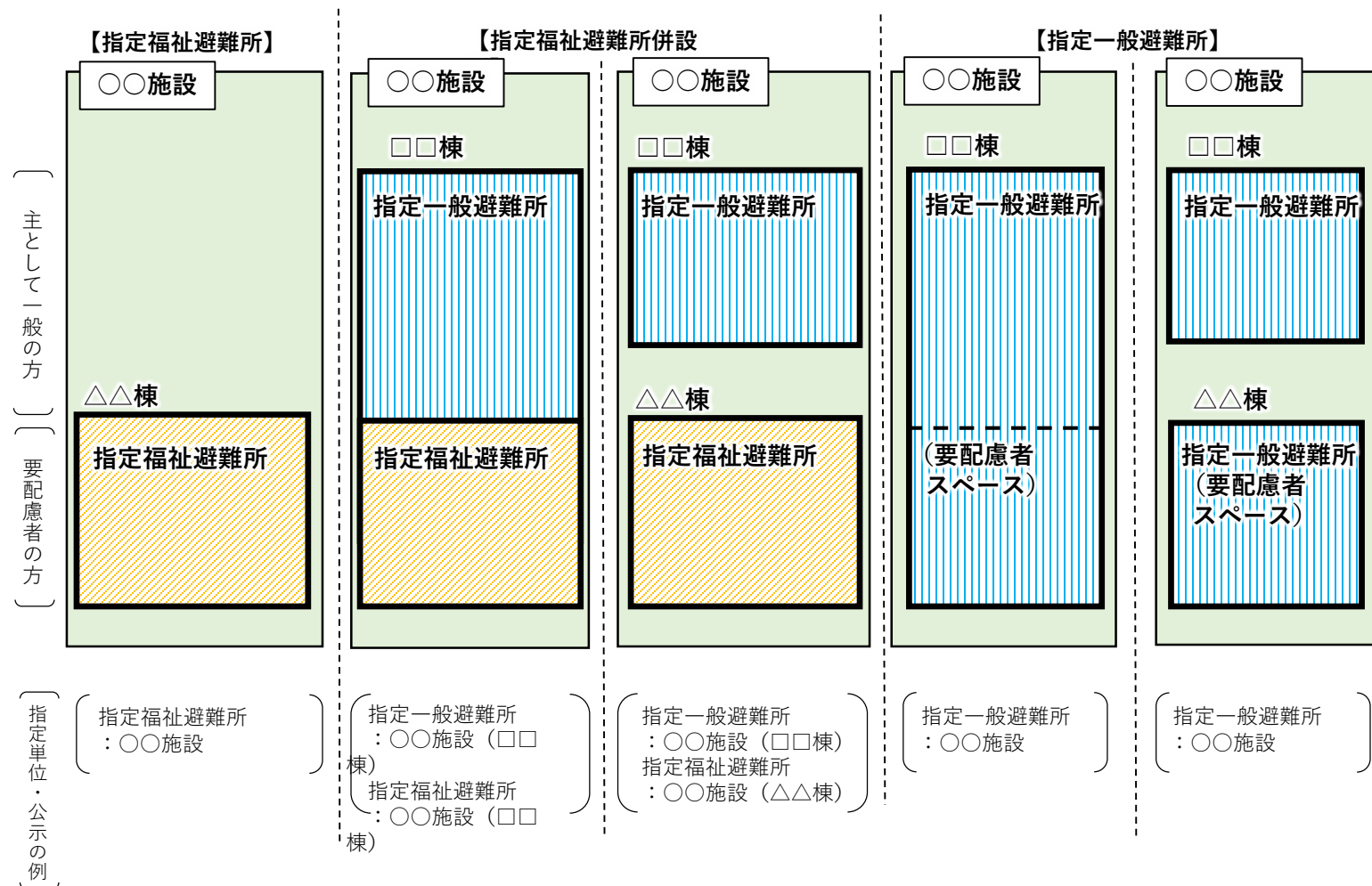
（指定避難所の公示）

- 第一条の七の二 法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。以下この項において「**指定一般避難所**」という。）を指定したときは、当該指定一般避難所の名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する指定避難所（以下この項において「**指定福祉避難所**」という。）を指定したときは、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び**当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨**その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

附 則（令和3年5月10日）

- 2 この府令の施行の際現に災害対策基本法第四十九条の七第一項の規定により災害対策基本法施行令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。）として指定されているものについては、同規則第一条の七の二第一項に規定する指定一般避難所として同法第四十九条の七第二項の規定により準用する同法第四十九条の四第三項の規定による公示をされているものとみなす。

要配慮者が避難する指定福祉避難所・指定一般避難所の形態のイメージ



当面取り組んでいただきたい事項

(福祉避難所への直接避難等)

□ 個別避難計画等の作成プロセスを通じて、指定福祉避難所への直接の避難を促進

- ✓ 個別避難計画や地区防災計画の作成プロセス等を通じて、本人の意向や地域の実情を踏まえつつ、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入対象者の調整等を行い、日頃から利用している施設への直接の避難を促進する。

□ 指定福祉避難所を速やかに公示。受入対象者の特定。

- ✓ 災害対策基本法施行規則の改正を踏まえ、指定福祉避難所を速やかに公示するとともに、都道府県知事への通知及び内閣総理大臣への報告を行う。
- ✓ 指定福祉避難所の受入対象者を特定して公示することを積極的に検討する。
- ✓ 受入対象者の特定に時間を要する場合は、まず受入対象者を「要配慮者」として公示した上で、追って受入対象者を特定して公示する対応も考えられる。

<受入対象者を特定した公示の例>

名称	住所	受入対象者（※）	その他
社会福祉法人○●園	○○市 △△1-1-1	高齢者 (要介護3程度)	
社会福祉法人○○園	○○市 △△2-1-1	身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者）	
□□特別支援学校	○○市 ●●3-1-1	在校生、卒業生及び 事前に市が特定した者	
●●高齢者福祉センター	○○市 ●●4-1-1	市が特定した者	
◎◎地区センター	○○市 △△5-1-1	要配慮者	※ 家族等も受入対象とする

- ✓ 受入対象者を特定することは、避難者数、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の内容や数量の検討、さらに必要な物資の備蓄、非常用発電機等の設備の準備等を一層進めることにもつながると考えられる。

緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担については、これまでと同様、国土強靱化債又は補正予算債により措置

1. 緊急防災・減災事業費の拡充・延長

【事業期間】 令和3年度～令和7年度

【事業費】 5,000億円

【対象事業の拡充】

① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

（換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等）

② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助

（避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等に対する補助）

【地方財政措置】

緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）



元利償還金の70%
を地方交付税措置

一般財源

緊急防災・減災事業債（地方債充当率100%）

2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担

【地方財政措置】

当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（充当率100%、交付税措置率50%）

補正予算分：補正予算債（充当率100%、交付税措置率50%）

地方負担

国負担

元利償還金の50%
を地方交付税措置

一般財源

国土強靱化債又は補正予算債
（地方債充当率100%）